

令和2年度

市税概要



龍ヶ崎市マスコットキャラクター まいりゅう
～アマビエバージョン～

龍ヶ崎市

税務課

目 次

I 龍ヶ崎市の概要	
(1) 龍ヶ崎市プロフィール	1
(2) 龍ヶ崎市の位置	1
(3) 龍ヶ崎市の人口	1
II 龍ヶ崎市の税務概要	
(1) 龍ヶ崎市行政組織機構	2~3
(2) 税務課・納税課職員配置表	3
(3) 税務課・納税課分掌事務	4
(4) 市税について	5
(5) 令和元年度決算額及び令和2年度当初予算額	6
(6) 市税収入	7~8
(7) 市税収入等の年度別比較	9
III 個人市民税	10
(1) 納税義務者数	11
(2) 調定額の推移	12
(3) 所得区分別所得額	13
(4) 所得区分別所得割納税義務者数	13
(5) 所得区分別所得割額	13
(6) 特別徴収義務者数	13
(7) 控除別納税義務者数	14
(8) 寄附金税額控除	15
(9) 個人市民税税率の推移	15
IV 法人市民税	16
(1) 均等割税率別法人数	17
(2) 調定額の推移	17
(3) 産業分類別法人数	18
V 固定資産税	19
1. 課税状況	
(1) 納税義務者数	20
(2) 課税標準額	21

2. 土 地	
(1) 価額・課税標準額等	22
(2) 筆数	23
3. 家 屋	
(1) 木造家屋	23
(2) 非木造家屋	24
4. 償却資産	
(1) 納税義務者数	25
(2) 価額・課税標準額等	25
VI 国有資産等所在市町村交付金	26
(1) 国有資産等所在市町村交付金	26
VII 都市計画税	27
(1) 価額・課税標準額等	28
VIII 軽自動車税	29~30
(1) 車種別課税台数	31
(2) 車種別調定額	32
IX 市たばこ税	33
(1) 売上本数・調定額	34
X 徴 収	
(1) 市税の徴収率	35
(2) 納付の利便性の向上	36~37
(3) 徴収率向上への取組	38
(4) 滞納処分等	
① 差押え	38
② 滞納処分の執行停止	39
③ 不納欠損	40
XI 証 明 書 等	
(1) 令和元年度各種証明件数及び手数料年間集計表	41

I 龍ヶ崎市の概要



(1) 龍ヶ崎市プロフィール

龍ヶ崎市は、茨城県の南部に位置しており、都心から45km、筑波研究学園都市から20km、成田国際空港から20kmに位置しています。鉄道や道路などの交通網が整備されているため、都心へのアクセスが便利で、海外へもアクセスしやすい場所に位置しています。市の大きさは東西約12km、南北約9kmに広がり、面積は78.55km²です。

皇居のお堀から譲り受けた白鳥が優雅に泳ぎ、冬には夕日に映える雄大な富士山が望める牛久沼。筑波山はもちろん、天気の良い日には富士山や東京スカイツリーが見える龍ヶ崎で一番高い場所の龍ヶ岡公園内のたつのこやま。住宅街には大小さまざまな公園も数多くあり、自然があふれています。また、市内に広がる田園地帯では地平線が見え、都心から近いのにどこか遠くの田舎に来たような感覚が味わえます。

また、子育て相談などができる子育て支援センター「さんさん館」や、温浴交流施設「湯ったり館」、体育館・プールがある「たつのこアリーナ」、大学サッカー・ラグビーが行われる「流通経済大学龍ヶ崎フィールド(たつのこフィールド)」、大学野球も行われる「TOKIWAスタジアム龍ヶ崎(たつのこスタジアム)」といった総合運動公園など、家族連れをはじめとする市民に親しまれている施設もあり、豊かな自然の中で暮らしやすい街です。

(2) 龍ヶ崎市の位置

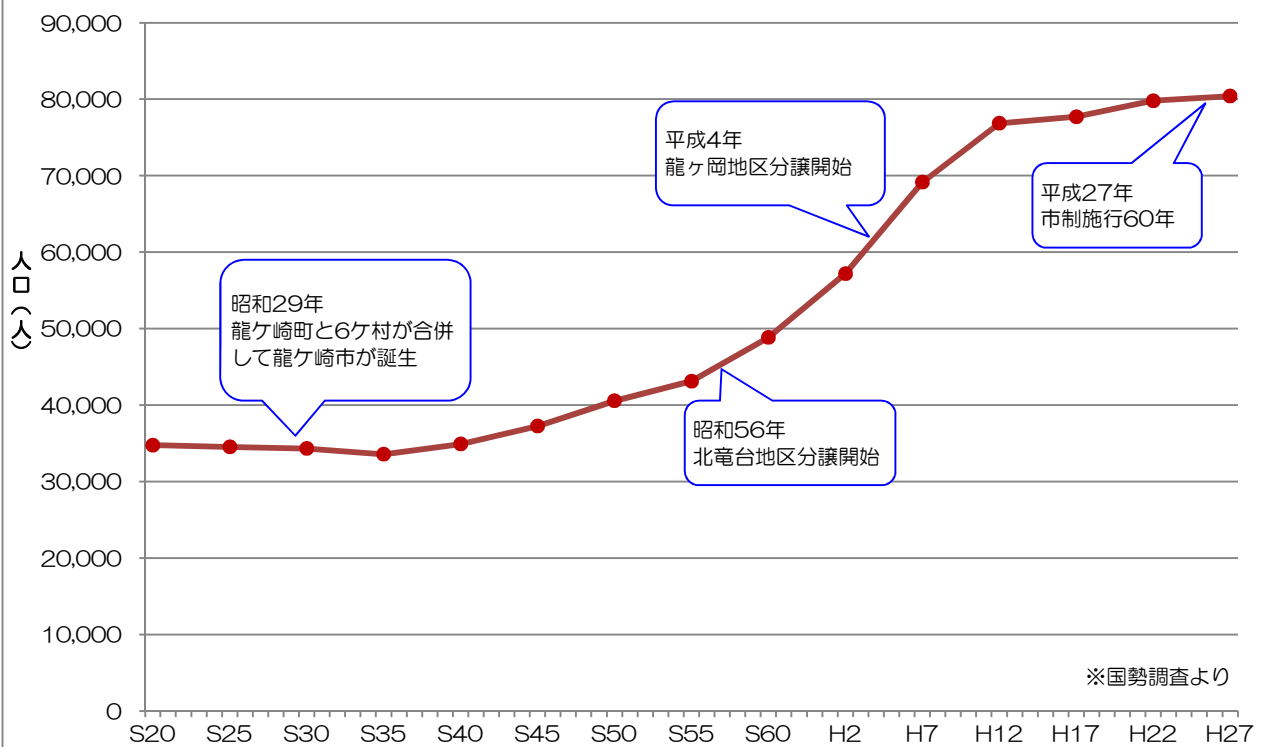
茨城県の南部
東西約12.3km 南北約9.3km
面積78.55平方km



(3) 龍ヶ崎市の人口

76,810人 (令和2年8月1日現在)
男 38,318人
女 38,492人
世帯数 34,325世帯

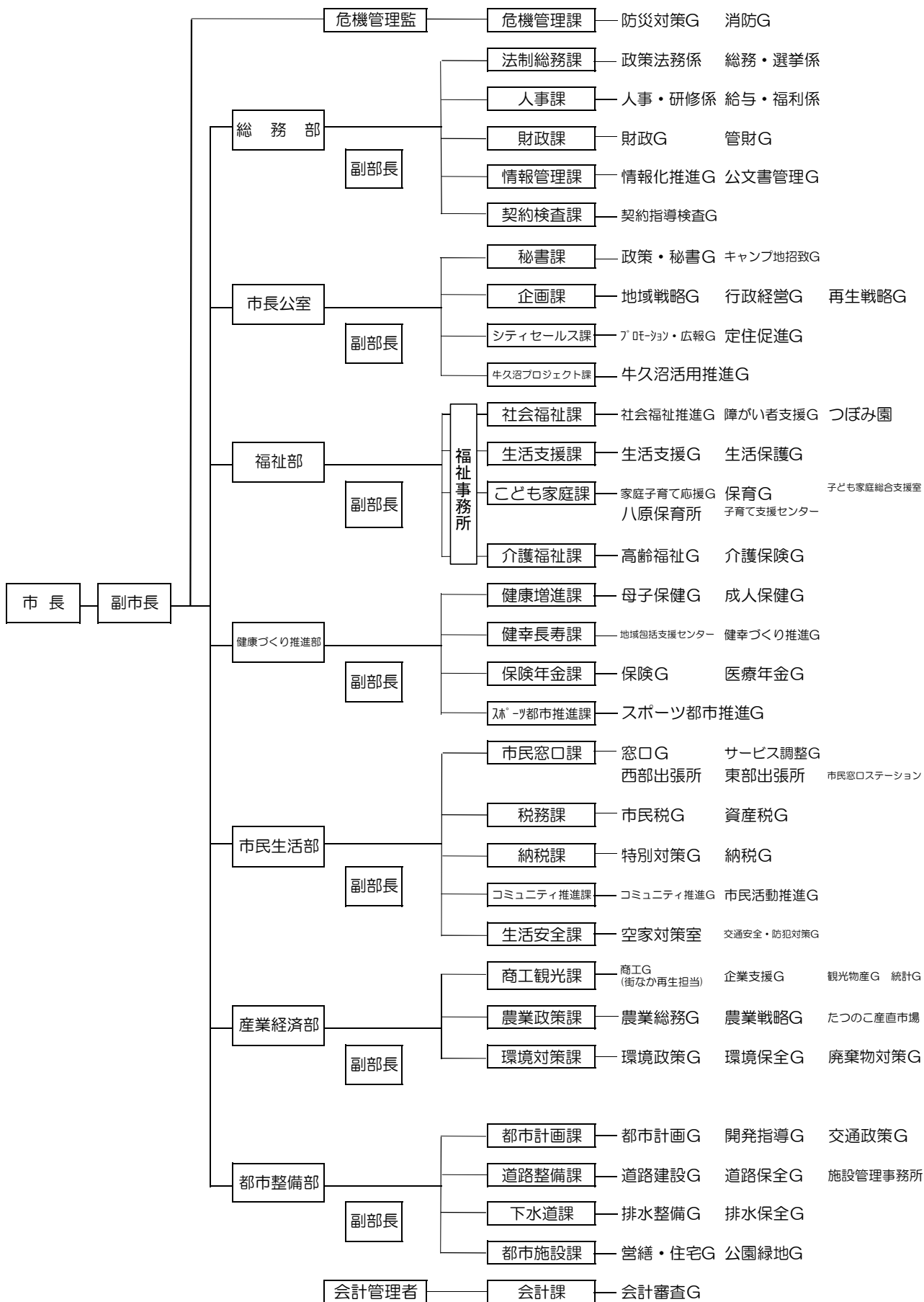
龍ヶ崎市人口の推移



II 龍ヶ崎市の税務概要

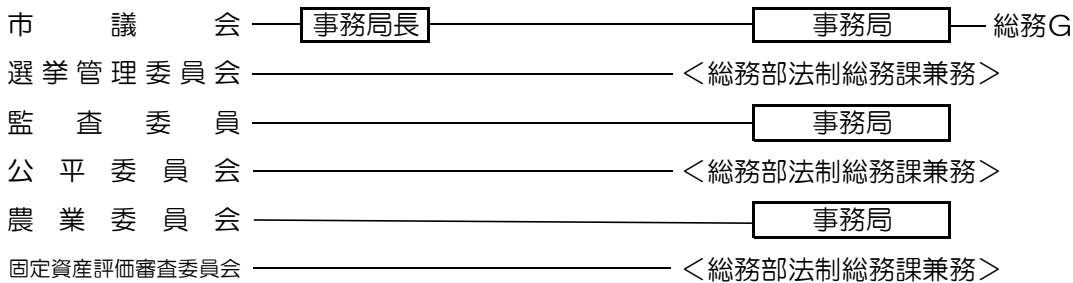
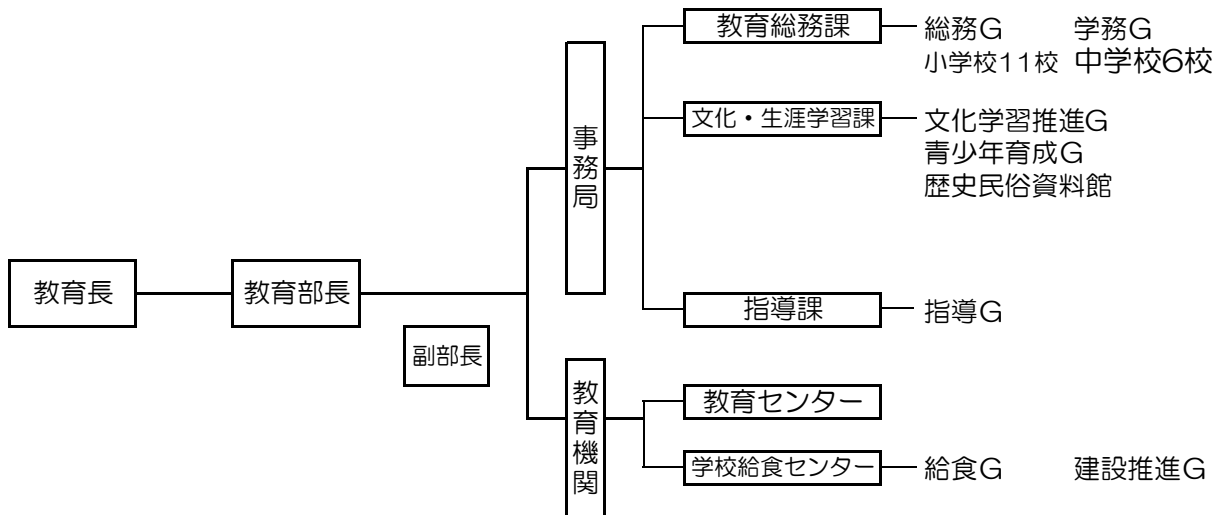
(1) 龍ヶ崎市行政組織機構(令和2年4月1日現在)

※Gはグループの略



教育委員会

※Gはグループの略



(2) 税務課・納税課職員配置表

令和2年4月1日

課名	役職名	課長	課長補佐 グループリーダー	主査 係長 副主査	主幹	副主幹 主事	計
	グループ名						
税務課		1					1
	市民税グループ		1	2		5	8
	資産税グループ		1	1	1	3	6
	小計	1	2	3	1	8	15
納税課		1					1
	特別対策グループ		2	2		2	6
	納税グループ		1	2	1		4
	小計	1	3	4	1	2	11
合計		2	5	7	2	10	26

(3) 税務課・納税課分掌事務

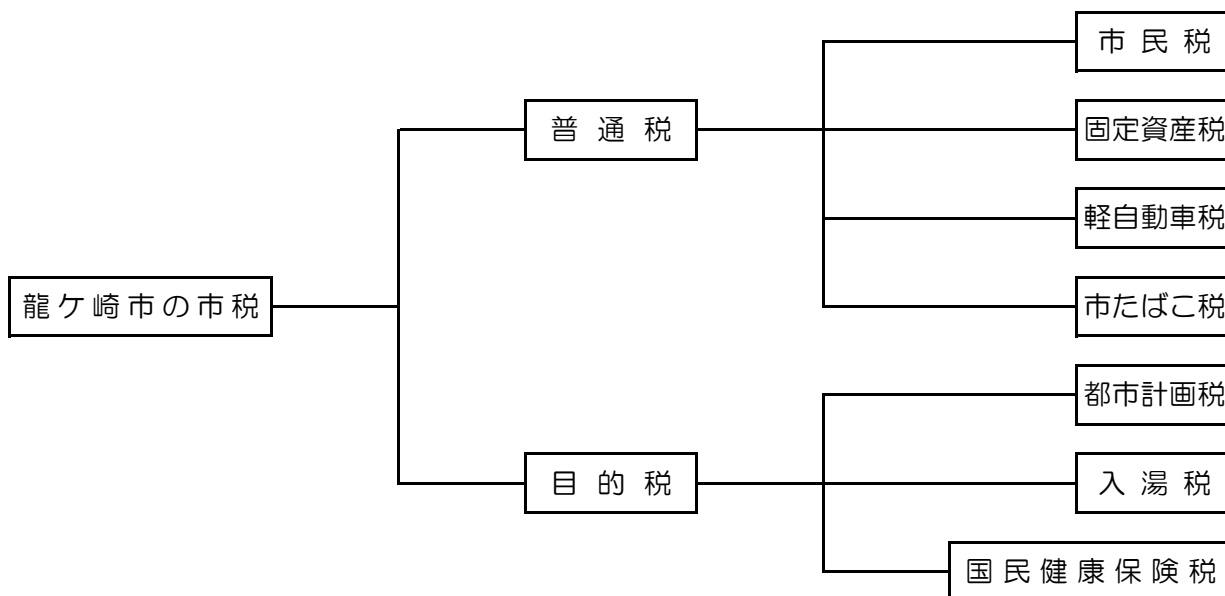
令和2年4月1日

課名	グループ名	分掌事務
税務課	市民税グループ	(ア) 市民税の賦課に関する事。 (イ) 市民税の課税資料の調査及び収集に関する事。 (ウ) 市税等の証明に関する事。 (エ) 入湯税に関する事。 (オ) 課内の庶務に関する事。
	資産税グループ	(ア) 固定資産の調査及び評価に関する事。 (イ) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。 (ウ) 土地台帳、家屋台帳、地図等の整備保管に関する事。 (エ) 課税台帳の縦覧に関する事。 (オ) 償却資産の調査及び評価に関する事。 (カ) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。 (キ) 特別土地保有税に関する事。 (ク) 軽自動車税の賦課に関する事。 (ケ) 市たばこ税に関する事。 (コ) 自動車臨時運行許可に関する事。
納税課	特別対策グループ	(ア) 市税（国民健康保険税を含む。以下この表において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関する事。 (イ) 市税の催告に関する事。 (ウ) 差押え（参加差押えを含む。）及び公売に関する事。 (エ) 債権の届出に関する事。 (オ) 市税の執行停止及び欠損に関する事。 (カ) 徴収の囑託及び受託に関する事。 (キ) 茨城租税債権管理機構に関する事。 (ク) 納税推進会議に関する事。
	納税グループ	(ア) 納税思想の普及に関する事。 (イ) 市税の徴収管理に関する事。 (ウ) 市税の督促状発行に関する事。 (エ) 市税の口座振替に関する事。 (オ) 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事。 (カ) 課内の庶務に関する事。

(4) 市税について

市税の種類

税金は、納める先によって、国税、（都道府）県税、市（区町村）税の3つに区分されます。このうち市に納めていただくものが市税です。



普通税は、納められた税金の使いみちが特に定められていないので、どのような事業の費用にも充てることができる税金です。

目的税は、納められた税金の使いみちが、法律等によって定められている税金です。

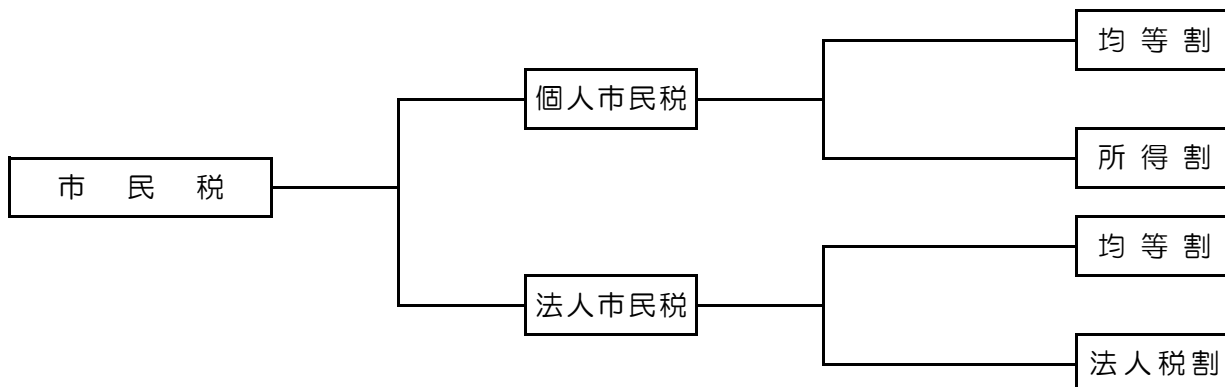
都市計画税は、下水道、生活道路等の都市計画施設の整備のために使われています。

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興に要する費用に使われます（市税条例の免除規定により、当市では実質的に課税していません）。

国民健康保険税は、国民健康保険加入者の健康増進や医療費に使われています。

市民税

市民税には、個人にかかる個人市民税と会社等の法人にかかる法人市民税の2種類があり、それぞれ、均等の税額によって納めていただく均等割と、所得に応じて納めていただく所得割（法人の場合は法人税割）からなります。



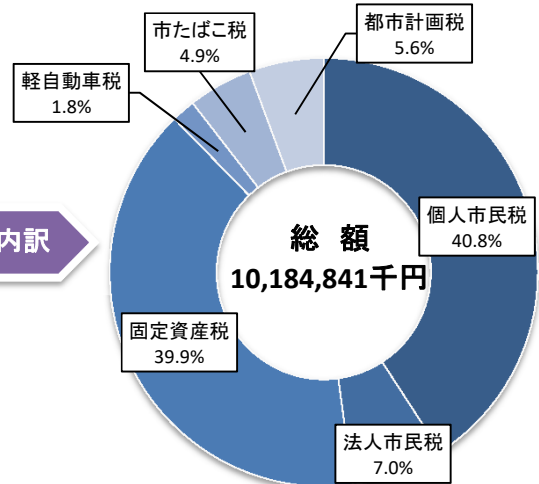
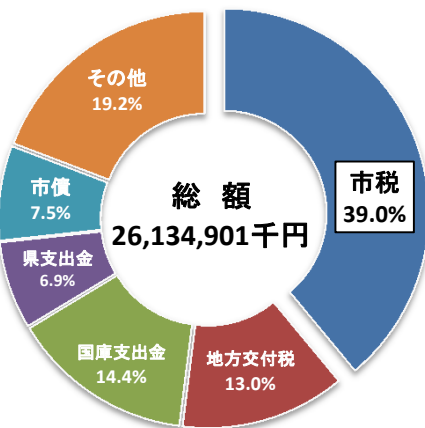
(5) 令和元年度決算額及び令和2年度当初予算額

【令和元年度決算額】

区分	金額(千円)	割合
市税	10,184,841	39.0%
地方交付税	3,403,283	13.0%
国庫支出金	3,762,969	14.4%
県支出金	1,807,370	6.9%
市債	1,952,910	7.5%
その他	5,023,528	19.2%
合計	26,134,901	100%



区分	金額(千円)	割合
個人市民税	4,157,657	40.8%
法人市民税	714,742	7.0%
固定資産税	4,060,224	39.9%
軽自動車税	183,141	1.8%
市たばこ税	494,075	4.9%
都市計画税	575,002	5.6%
合計	10,184,841	100%

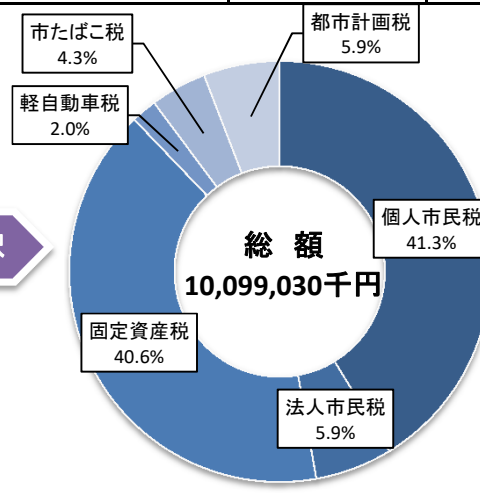
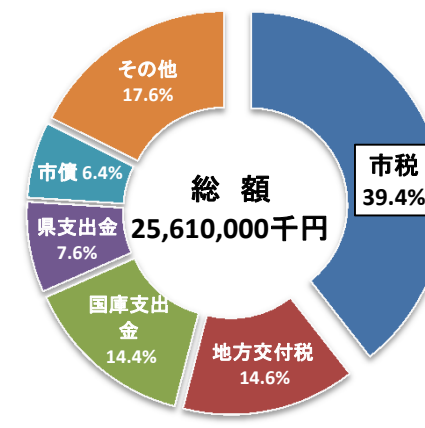


【令和2年度当初予算額】

区分	予算額(千円)	割合
市税	10,099,030	39.4%
地方交付税	3,736,520	14.6%
国庫支出金	3,686,108	14.4%
県支出金	1,944,037	7.6%
市債	1,628,300	6.4%
その他	4,516,005	17.6%
合計	25,610,000	100%



区分	予算額(千円)	割合
個人市民税	4,168,142	41.3%
法人市民税	600,010	5.9%
固定資産税	4,103,241	40.6%
軽自動車税	199,095	2.0%
市たばこ税	436,819	4.3%
都市計画税	591,723	5.9%
合計	10,099,030	100%



(6) 市税収入(税目別市税賦課徴収状況)

区 分		平成29年度					予算額	
		予算額	調定額	収入額	欠損額	収納率		
市民税	個人		4,157,284,000	4,262,455,689	4,199,856,094	8,107,567	98.53%	4,215,955,000
		現年度課税分	4,131,511,000	4,201,748,000	4,155,831,950		98.91%	4,190,593,000
		滞納繰越分	25,773,000	60,707,689	44,024,144	8,107,567	72.52%	25,362,000
	法人		753,268,000	795,499,455	781,504,475	766,845	98.24%	709,746,000
		現年度課税分	748,374,000	782,126,700	779,933,000		99.72%	704,166,000
		滞納繰越分	4,894,000	13,372,755	1,571,475	766,845	11.75%	5,580,000
固定資産税	固定資産税		3,899,276,000	3,996,969,248	3,936,515,753	5,964,301	98.49%	3,885,351,000
		現年度課税分	3,847,496,000	3,910,824,400	3,875,466,404		99.10%	3,838,386,000
		滞納繰越分	25,988,000	60,364,048	35,268,549	5,964,301	58.43%	21,312,000
	交付金	国有資産等所在 市町村交付金	25,792,000	25,780,800	25,780,800		100.0%	25,653,000
軽自動車税		168,865,000	175,623,318	166,764,740	797,400	94.96%	174,256,000	
	現年度課税分	166,775,000	168,649,900	164,183,740		97.35%	170,749,000	
	滞納繰越分	2,090,000	6,973,418	2,581,000	797,400	37.01%	3,507,000	
市たばこ税		504,988,000	501,250,821	501,250,821		100.0%	471,616,000	
	現年度課税分	504,988,000	501,250,821	501,250,821		100.0%	471,616,000	
都市計画税		574,651,000	589,853,963	580,808,317	902,002	98.47%	565,839,000	
	現年度課税分	570,717,000	580,724,900	575,474,532		99.10%	562,373,000	
	滞納繰越分	3,934,000	9,129,063	5,333,785	902,002	58.43%	3,466,000	
現年度課税分合計		9,995,653,000	10,171,105,521	10,077,921,247		99.08%	9,963,536,000	
滞納繰越分 合計		62,679,000	150,546,973	88,778,953	16,538,115	58.97%	59,227,000	
合 計		10,058,332,000	10,321,652,494	10,166,700,200	16,538,115	98.50%	10,022,763,000	

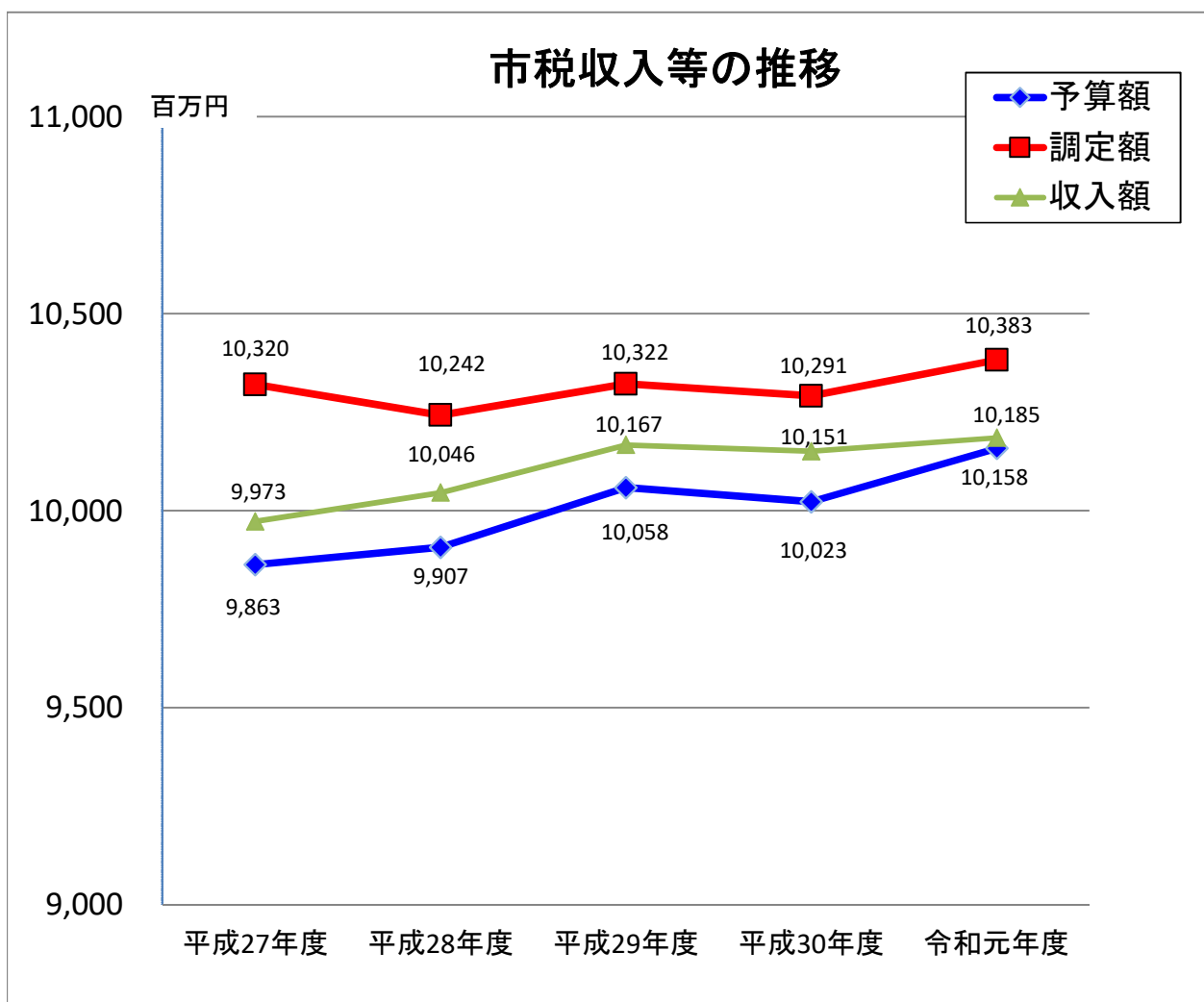
※令和元年度の軽自動車税には、環境性能割を含む。

平成30年度				令和元年度				
調定額	収入額	欠損額	収納率	予算額	調定額	収入額	欠損額	収納率
4,329,313,810	4,280,867,676	7,299,744	98.88%	4,195,542,000	4,233,833,440	4,157,657,255	5,733,215	98.20%
4,275,581,483	4,241,269,369		99.20%	4,170,290,000	4,193,662,066	4,132,856,652		98.55%
53,732,327	39,598,307	7,299,744	73.70%	25,252,000	40,171,374	24,800,603	5,733,215	61.74%
739,932,835	726,155,700	475,364	98.14%	686,703,000	730,090,371	714,741,966	300,000	97.90%
726,636,700	724,675,800		99.73%	685,354,000	716,697,900	713,771,671		99.59%
13,296,135	1,479,900	475,364	11.13%	1,349,000	13,392,471	970,295	300,000	7.25%
3,964,011,994	3,904,570,743	8,405,471	98.50%	4,027,476,000	4,143,066,180	4,060,223,373	4,992,325	98.00%
3,883,585,700	3,851,765,355		99.18%	3,979,435,000	4,066,233,000	4,012,456,840		98.68%
54,772,794	27,151,888	8,405,471	49.57%	22,392,000	51,183,780	22,117,133	4,992,325	43.21%
25,653,500	25,653,500		100.0%	25,649,000	25,649,400	25,649,400		100.0%
185,336,478	175,148,696	1,369,400	94.50%	186,900,000	194,662,782	183,141,209	1,242,651	94.08%
177,271,300	172,788,023		97.47%	184,482,000	185,844,200	180,928,500		97.35%
8,065,178	2,360,673	1,369,400	29.27%	2,418,000	8,818,582	2,212,709	1,242,651	25.09%
494,407,844	494,407,844		100.0%	476,305,000	494,074,550	494,074,550		100.0%
494,407,844	494,407,844		100.0%	476,305,000	494,074,550	494,074,550		100.0%
578,199,644	569,422,176	1,271,188	98.48%	585,017,000	586,927,080	575,002,371	731,986	97.97%
570,056,000	565,385,220		99.18%	581,715,000	579,422,400	571,759,507		98.68%
8,143,644	4,036,956	1,271,188	49.57%	3,302,000	7,504,680	3,242,864	731,986	43.21%
10,153,192,527	10,075,945,111		99.24%	10,103,230,000	10,261,583,516	10,131,497,120		98.73%
138,010,078	74,627,724	18,821,167	54.07%	54,713,000	121,070,887	53,343,604	13,000,177	44.06%
10,291,202,605	10,150,572,835	18,821,167	98.63%	10,157,943,000	10,382,654,403	10,184,840,724	13,000,177	98.09%

(7) 市税収入等の年度別比較

(単位：千円, %)

区分 年度	予算額		調定額		収入額	
		前年比		前年比		前年比
平成27年度	9,863,106	98.4%	10,320,088	94.2%	9,972,594	97.8%
平成28年度	9,907,111	100.4%	10,242,303	99.2%	10,045,598	100.7%
平成29年度	10,058,332	101.5%	10,321,652	100.8%	10,166,700	101.2%
平成30年度	10,022,763	99.6%	10,291,203	99.7%	10,150,573	99.8%
令和元年度	10,157,943	101.3%	10,382,654	100.9%	10,184,841	100.3%



Ⅲ 個人市民税

個人市民税とは・・・

市内に住所のある人，市内に住所はないが，事務所，事業所又は家屋敷のある人に負担していただく税金です。個人市民税には，一定以上の所得がある方に均等に負担していただく【均等割】と所得に応じて負担していただく【所得割】があります。

なお，税額の決定や徴収は，県民税も併せて行います。

1. 個人市民税を納める人(納税義務者)

納税義務者	納める市民税	
	均等割	所得割
1月1日現在，市内に住所がある人	○	○
1月1日現在，市内に住所はないが，事務所・事業所がある人	○	—

2. 税額の計算と税率

$$\text{個人市・県民税} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline 6,000\text{円} \\ \left(\begin{array}{l} \text{市民税}3,500\text{円} \ast 1 \\ \text{県民税}2,500\text{円} \ast 1.2 \end{array} \right) \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{課税所得} \times 10\% \\ \left(\begin{array}{l} \text{市民税}6\% \\ \text{県民税}4\% \end{array} \right) \\ \hline \end{array}$$

※1 平成26年度から令和5年度まで，市民税及び県民税に東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき，それぞれ500円が上乗せされています。

※2 平成20年度から令和3年度まで県民税に森林湖沼環境税分として1,000円が上乗せされています。

◎ 個人市民税が課税されない人

(1) 均等割も所得割も課税されない人

① 障がい者・未成年者・寡婦・寡夫の方→合計所得金額が 125万円以下

(2) 均等割が課税されない人

① 扶養なしの場合→合計所得金額が 28万円以下

② 扶養ありの場合→合計所得金額が 28万円×(控除対象配偶者+扶養親族+1)+16万8千円以下

(3) 所得割が課税されない人

① 扶養なしの場合→総所得金額等が 35万円以下

② 扶養ありの場合→総所得金額等が 35万円×(控除対象配偶者+扶養親族+1)+32万円以下

3. 個人市民税の納め方

(1) 給与所得者の場合：【給与特別徴収】

・6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。

(2) 公的年金所得者の場合：【年金特別徴収】

・4月，6月，8月，10月，12月及び翌年の2月に支給される年金から差し引いて，年金支払者が納めます。

(3) 上記1及び2以外の所得者の場合：【普通徴収】

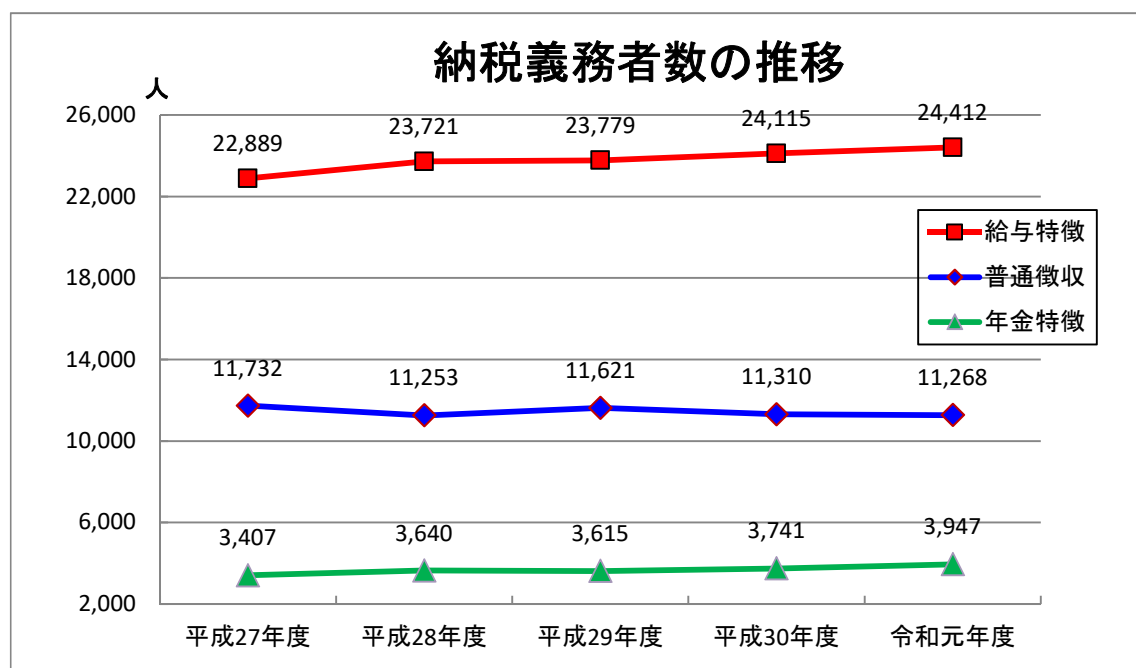
・市から送られる納税通知書によって通常6月，8月，10月及び翌年1月の4回に分けて納めます。

個人市民税

(1) 納税義務者数(各年度決算)

(単位：人)

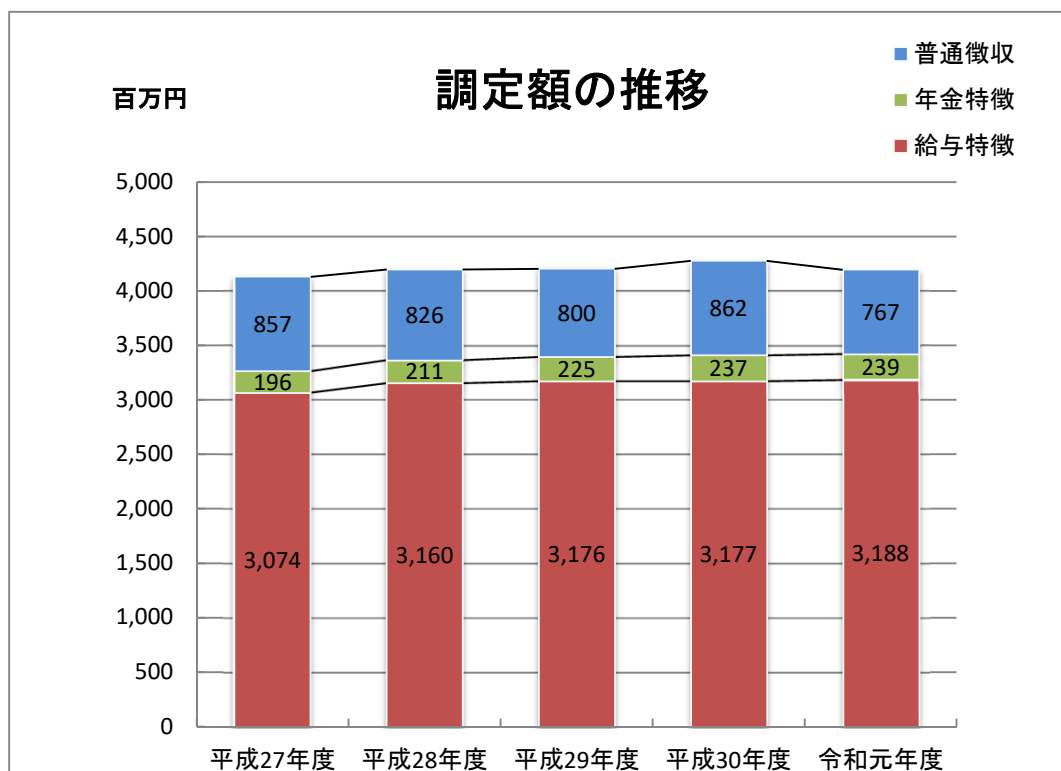
年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分						
賦課期日人口		79,125	78,804	78,289	77,857	77,560
給与特徴	均等割のみ	975	1,088	1,097	1,182	1,199
	均等割+所得割	21,914	22,633	22,682	22,933	23,213
	小計	22,889	23,721	23,779	24,115	24,412
年金特徴	均等割のみ	749	786	790	791	1,010
	均等割+所得割	2,658	2,854	2,825	2,950	2,937
	小計	3,407	3,640	3,615	3,741	3,947
普通徴収	均等割のみ	1,677	1,575	1,558	1,554	1,429
	均等割+所得割	10,055	9,678	10,063	9,756	9,839
	小計	11,732	11,253	11,621	11,310	11,268
合計	均等割のみ	3,401	3,449	3,445	3,527	3,638
	均等割+所得割	34,627	35,165	35,570	35,639	35,989
	合計	38,028	38,614	39,015	39,166	39,627



(2)調定額の推移(各年度決算)

(単位：千円)

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分						
給与特徴	均等割	80,823	83,569	82,477	88,801	88,880
	所得割	2,957,987	3,038,670	3,048,846	3,044,473	3,073,119
	退職分	35,687	37,879	44,660	43,750	26,213
	小計	3,074,497	3,160,118	3,175,983	3,177,024	3,188,212
年金特徴	均等割	15,410	16,413	19,245	20,717	22,161
	所得割	181,032	194,470	206,113	216,296	216,646
	小計	196,442	210,883	225,358	237,013	238,807
普通徴収	均等割	37,090	35,453	35,060	27,555	27,632
	所得割	820,258	790,612	765,347	833,989	739,011
	小計	857,348	826,065	800,407	861,544	766,643
合計	均等割	133,323	135,435	136,782	137,073	138,673
	所得割	3,959,277	4,023,752	4,020,306	4,094,758	4,028,776
	退職分	35,687	37,879	44,660	43,750	26,213
	合計	4,128,287	4,197,066	4,201,748	4,275,581	4,193,662



(3)所得区分別所得額(各年度7月1日現在)

(単位：千円)

所得	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給与所得	93,557,327	93,753,110	94,246,922	95,109,845	95,666,884
営業等所得	4,585,437	4,630,061	4,556,256	4,507,898	4,447,609
農業所得	155,144	296,133	341,210	233,473	202,230
不動産所得	2,290,247	2,339,069	2,390,148	2,325,907	2,298,802
雑所得	11,136,306	11,443,581	11,594,668	11,765,870	11,755,229
その他所得	3,290,823	3,029,288	5,124,767	2,560,906	2,677,109
合計	115,015,284	115,491,242	118,253,971	116,503,899	117,047,863

※分離課税分の所得を除く

(4)所得区分別所得割納税義務者数(各年度7月1日現在)

(単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給与所得	27,826	28,097	27,948	28,375	28,580
営業等所得	1,266	1,289	1,251	1,253	1,215
農業所得	63	96	102	88	72
その他所得	5,506	5,608	5,627	5,661	5,678
譲渡等所得	391	359	541	443	459
合計	35,052	35,449	35,469	35,820	36,004

(5)所得区分別所得割額(各年度7月1日現在)

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給与所得	3,368,890	3,358,692	3,339,543	3,369,311	3,376,044
営業等所得	176,551	171,497	174,514	166,479	168,924
農業所得	6,793	11,272	9,882	5,793	4,577
その他所得	321,538	320,518	321,461	324,360	312,746
譲渡等所得	133,551	138,248	220,596	132,324	142,642
合計	4,007,323	4,000,227	4,065,996	3,998,267	4,004,933

(6)特別徴収義務者数(各年度7月1日現在)

(単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
給与	特別徴収義務者	8,176	8,338	8,504	8,511	8,488
	納税義務者	24,958	25,291	25,776	26,110	26,269
年金	特別徴収義務者	9	9	9	9	7
	納税義務者	6,482	6,836	7,925	8,131	8,341

(7) 控除別納税義務者数(各年度7月1日現在)

(単位：人)

所得控除		納税義務者数				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
雑損控除		7	7	8	7	14
医療費控除		3,796	3,940	4,049	4,059	3,873
うちセルフメディケーション税制分				21	14	16
社会保険料控除		33,456	33,963	34,096	34,411	34,656
小規模企業共済等掛金控除		557	655	832	1,052	1,193
生命保険料控除		25,115	25,144	25,304	25,438	25,378
うち新生命保険分		14,193	15,400	16,365	17,378	18,146
うち新個人年金分		1,350	1,742	1,831	1,969	2,126
うち介護医療保険分		15,633	17,032	18,299	19,343	20,089
うち旧生命保険分		16,857	15,395	14,387	13,327	12,193
うち旧個人年金分		3,753	3,579	5,186	5,173	5,156
地震保険料控除		7,837	8,060	8,241	8,520	8,667
うち旧長期分		603	511	434	373	320
障害者控除	(普通)	551	567	566	573	580
	(特別)	511	511	491	508	521
寡婦控除	(普通)	238	236	238	235	256
	(特別)	405	397	413	413	416
寡夫控除		79	83	80	84	85
勤労学生控除		7	4	3	4	1
配偶者控除	(一般)	8,483	8,174	7,799	6,962	6,585
	(老人)	1,497	1,665	1,820	1,898	2,051
配偶者特別控除		1,017	972	934	1,697	1,647
扶養控除	一般(16歳~18歳, 23歳~69歳)	3,246	3,188	3,164	3,055	3,011
	特定(19歳~22歳)	1,847	1,790	1,847	1,804	1,780
	老人(70歳以上)	410	400	359	375	367
	同居老親等(70歳以上)	1,114	1,085	1,095	1,033	1,014
納に対する扶養義務親族者数	なし	20,219	20,753	20,873	21,698	21,975
	1人	7,830	7,882	7,954	7,819	7,954
	2人	3,734	3,703	3,650	3,573	3,500
	3人	2,413	2,317	2,236	2,063	1,941
	4人	711	648	627	562	543
	5人以上	145	146	129	105	91
青色申告者		1,447	1,491	1,510	1,517	1,388

(8) 寄附金(ふるさと納税等)税額控除

◎個人市民税分

※龍ヶ崎市の納税義務者の寄附金額及び税額控除額

(各年7月1日現在)

区 分	都道府県, 市区町村 (ふるさと納税)		共同募金会 日本赤十字社		条例で定めるもの		個人市民税 税額控除額 (千円)	うち「ふるさと 納税分」 税額控除額 (推計) (千円)
	人数 (人)	寄附金額 (千円)	人数 (人)	寄附金額 (千円)	人数 (人)	寄附金額 (千円)		
平成29年度	1,048	86,668	31	508	42	1,534	39,375	39,260
平成30年度	1,340	112,879	20	288	49	1,549	52,328	52,224
令和元年度	1,730	147,316	21	783	63	2,070	68,121	67,959
令和2年度	1,777	151,015	30	1,393	45	5,876	70,804	70,493

※総務省算出例による

(9) 個人市民税 税率の推移

区 分	平成23年度～平成25年度	平成26年度～令和2年度				
均等割	3,000円	3,500円※				
所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率	一律	6%
	課税標準額	税率				
一律	6%					

※このうち500円は、「東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置」による。

IV 法人市民税

法人市民税とは・・・

市内に事務所、事業所がある法人に納めていただく税金です。法人の規模に応じて負担していただく【均等割】と、法人税額に応じて負担していただく【法人税割】があります。

法人市民税は中間期に見込み税額の1/2を申告により納めていただき、事業終了後に確定税額の申告により、中間期の納付税額との精算を行う申告納付方式になります。※ 確定税額が中間期の納付額を上回る場合には残りを納めていただき、下回る場合には過剰納付分を還付します。

※ 中間期に申告納付を必要としない法人もあります。

1. 法人市民税を納める人(納税義務者)

納税義務者	納める法人市民税	
	均等割	法人税割
市内に事務所・事業所がある法人	○	○
市内に事務所・事業所はないが、寮等がある法人	○	—
市内に事務所・事業所があり、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人（法人課税信託の受託者）	—	○

2. 税額の計算と税率

$$\text{法人市民税} = \text{均等割} + \text{法人税割}$$

均等割

下記、税率表の年額

+

法人税割

法人税額×12.1% ※

※令和元年10月1日以後に開始した事業年度は8.4%

均等割の税率・・・資本金の金額と市内の従業者数による9段階

法人区分	資本金等の額	従業者数	税率（年額）
1号法人	a 公益法人等のうち均等割が課税されるもの b 人格のない社団のうち収益事業を行うもの c 一般社団法人・一般財団法人 （非営利型に該当する者を除く） d 資本金又は出資金の額を有しない法人		50,000円
	1千万円以下	50人以下	
2号法人	1千万円以下	50人超	120,000円
3号法人	1千万円超 ～ 1億円以下	50人以下	130,000円
4号法人	1千万円超 ～ 1億円以下	50人超	150,000円
5号法人	1億円超 ～ 10億円以下	50人以下	160,000円
6号法人	1億円超 ～ 10億円以下	50人超	400,000円
7号法人	10億円超	50人以下	410,000円
8号法人	10億円超 ～ 50億円以下	50人超	1,750,000円
9号法人	50億円超	50人超	3,000,000円

法人市民税

(1)均等割税率別法人数(各年度7月1日現在)

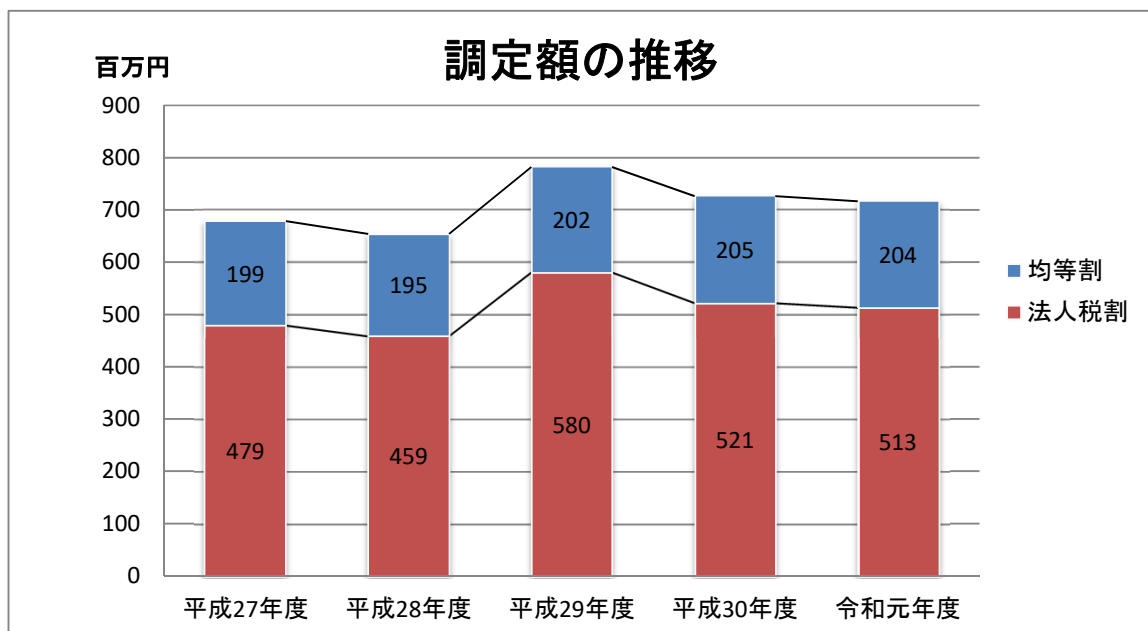
(単位：法人)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1号法人	1,247	1,237	1,229	1,240	1,276
2号法人	16	14	16	17	17
3号法人	240	234	232	232	231
4号法人	23	23	23	22	25
5号法人	57	64	68	70	70
6号法人	11	11	10	10	10
7号法人	100	98	87	89	87
8号法人	4	4	6	4	6
9号法人	20	18	17	20	20
合 計	1,718	1,703	1,688	1,704	1,742

(2) 調定額の推移(各年度決算)

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
均 等 割	198,996	195,315	201,868	205,138	203,681
法人税割	479,288	458,821	580,258	521,499	513,017
合 計	678,284	654,136	782,126	726,637	716,698



(3)産業分類別法人数(令和元年度決算)

区分	法人数	均等割(円)	法人税割(円)	合計(円)	税割構成比
農業	16	829,900	540,700	1,370,600	0.1%
建設業	251	19,846,200	60,890,900	80,737,100	11.8%
製造業	170	37,562,200	259,815,100	297,377,300	50.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	31	5,611,600	25,539,000	31,150,600	5.0%
情報通信業	18	1,159,000	254,600	1,413,600	0.1%
運輸業, 郵便業	46	12,879,100	17,692,600	30,571,700	3.4%
卸売業, 小売業	470	70,443,900	77,397,100	147,841,000	15.1%
金融業, 保険業	23	6,753,100	19,606,900	26,360,000	3.8%
不動産業, 物品賃貸業	95	6,333,900	3,775,600	10,109,500	0.7%
学術研究, 専門・技術サービス業	15	788,200	56,100	844,300	0.1%
宿泊業, 飲食サービス業	54	6,274,700	2,509,900	8,784,600	0.5%
生活関連サービス業, 娯楽業	39	6,472,200	2,170,100	8,642,300	0.4%
教育, 学習支援業	8	537,500	486,000	1,023,500	0.1%
医療, 福祉	35	2,519,800	3,467,600	5,987,400	0.7%
複合サービス事業	4	200,000	8,400	208,400	0.1%
サービス業(他に分類されないもの)	313	24,436,900	38,061,300	62,498,200	7.4%
その他	16	1,032,300	745,500	1,777,800	0.1%
合計	1,604	203,680,500	513,017,400	716,697,900	100.0%

※農業には,林業,水産業,鉱業を含む。

V 固定資産税

固定資産税とは・・・

土地、家屋及び償却資産を総称して固定資産と言います。この固定資産の価格をもとに算出した税額を、固定資産を所有している方に負担していただく税金です。

1. 固定資産税を納める人（納税義務者）

賦課期日現在（毎年1月1日）に固定資産を所有している人。

2. 税額の計算と税率

固定資産税 = 課税標準額 × 税率（1.4%）

3. 免税点

市内に所有するそれぞれの資産の課税標準額の合計が下記の金額未満の場合には、固定資産税が課税されません。

土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円
----	------	----	------	------	-------

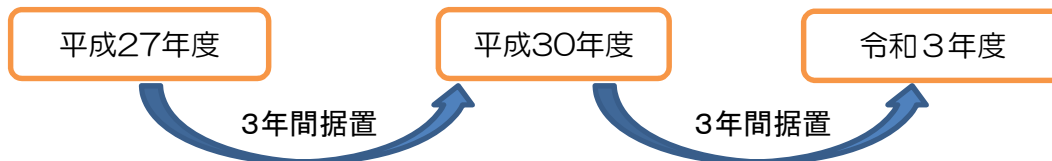
4. 非課税

- (1) 国や地方公共団体等
- (2) 公共用道路, 墓地, 保安林など

5. 評価替え

土地、家屋については、原則3年毎に価格の見直し（評価替え）を行い、適正な均衡のとれた価格に見直します。

評価替え以外の年は価格が原則据え置かれます。



※時点修正・・・平成31年度（令和元年度）・令和2年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない場合は、土地の価格を修正します。

6. 住宅用地に対する課税標準の特例措置

専用住宅や併用住宅の敷地の用に供されている住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から特例措置が設けられています。

- (1) 小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡までの土地）の課税標準額は、価格の6分の1の額となります。
- (2) 一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）の課税標準額は、価格の3分の1の額となります。

※専用住宅が建つ敷地の場合、延べ床面積の10倍までが、特例措置を受けられます。

※併用住宅の場合は、住宅部分の割合により異なります。

7. 新築家屋に対する固定資産税の減額措置

新築された住宅等が、次の要件にあてはまる場合は、新築後3年間（地上3階以上の準耐火住宅及び耐火構造住宅は5年）、120㎡までの税額が2分の1に減額されます。

※長期優良住宅については、減額期間が拡大されています。

- (1) 専用住宅であること。（併用住宅については、居住部分が床面積の割合の2分の1以上のもの）
- (2) 床面積が50㎡（1戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下

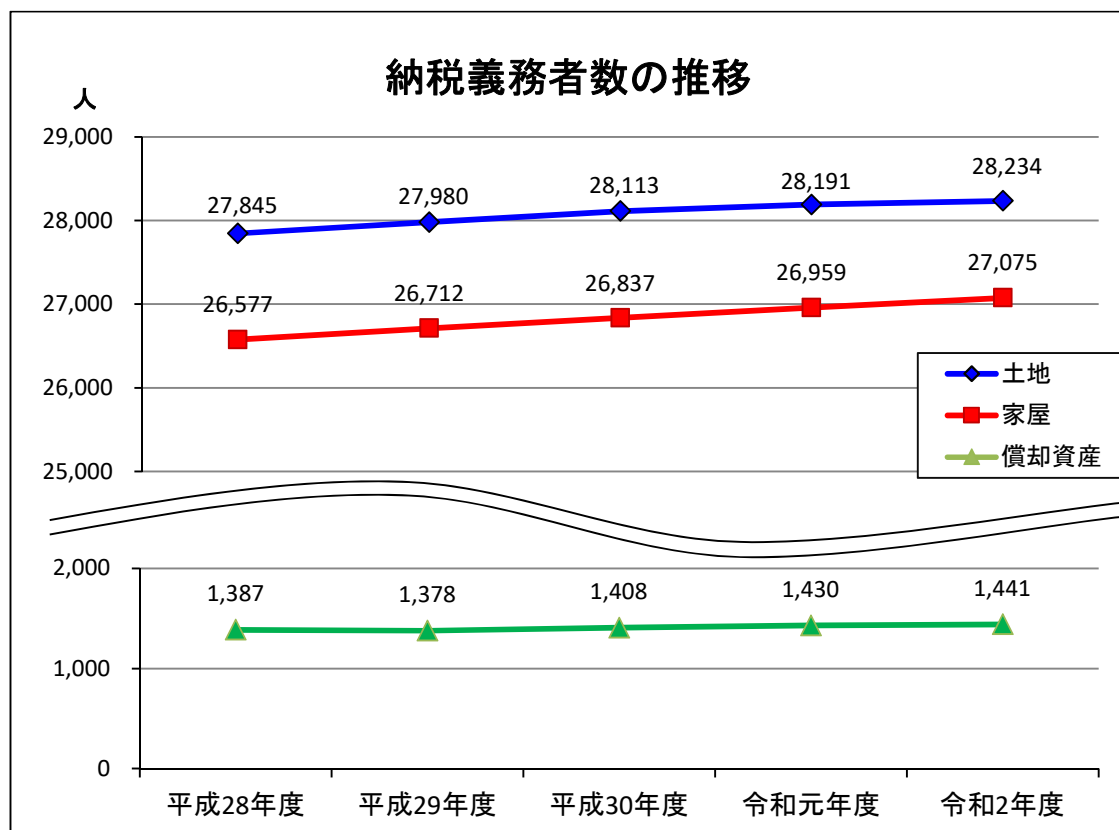
固定資産税

1. 課税状況

(1) 納税義務者数(各年1月1日現在)

(単位：人)

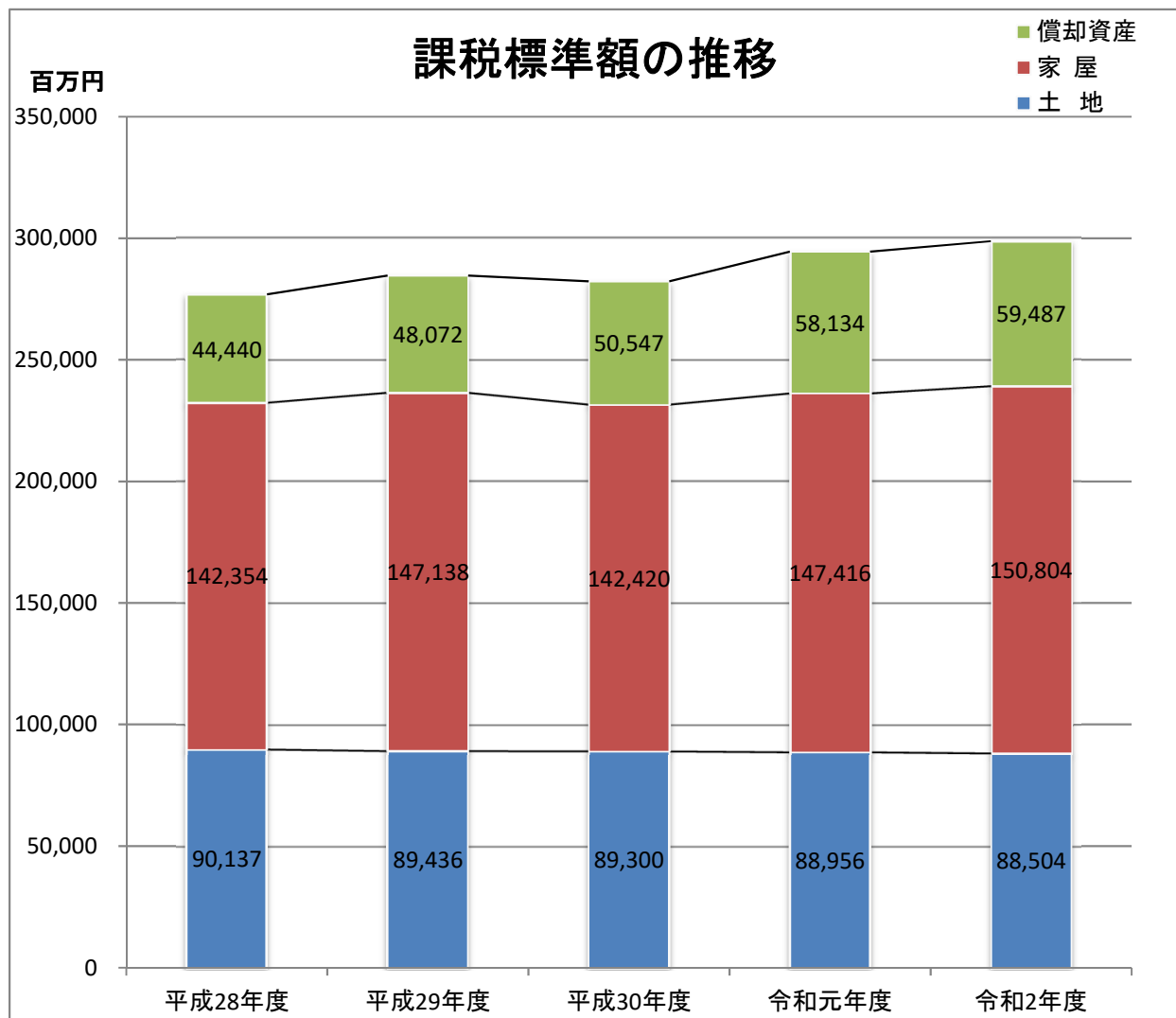
区分 \ 年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
土地	総数	27,845	27,980	28,113	28,191	28,234
	免税点以上	23,895	24,013	24,137	24,230	24,285
	免税点未満	3,950	3,967	3,976	3,961	3,949
家屋	総数	26,577	26,712	26,837	26,959	27,075
	免税点以上	25,301	25,473	25,619	25,767	25,909
	免税点未満	1,276	1,239	1,218	1,192	1,166
償却資産	総数	1,387	1,378	1,408	1,430	1,441
	免税点以上	653	686	722	741	750
	免税点未満	734	692	686	689	691



(2) 課税標準額(免税点以上・各年1月1日現在)

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
土地	90,136,838	89,435,903	89,299,998	88,956,471	88,504,187
家屋	142,353,980	147,137,780	142,420,301	147,415,689	150,803,563
償却資産	44,439,713	48,072,137	50,546,664	58,134,381	59,487,283
合計	276,930,531	284,645,820	282,266,963	294,506,541	298,795,033



2. 土地

(1) 価額・課税標準額等(各年1月1日現在)

(単位：㎡，千円)

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
評価総地積			58,452,436	58,446,116	58,450,395	58,407,801	58,409,411
決定価格			221,637,528	221,232,380	221,799,318	221,689,545	221,304,873
課税標準額			90,604,562	89,906,445	89,772,383	89,427,878	88,973,183
内 訳	田	地積	24,155,594	24,136,507	24,097,092	24,088,310	24,070,831
		評価額	3,156,888	3,203,412	3,126,193	3,119,577	3,094,020
		課税標準額	2,994,877	3,023,093	2,968,939	2,959,716	2,950,812
	畑	地積	9,691,866	9,608,087	9,503,905	9,435,197	9,392,057
		評価額	3,739,512	3,636,049	3,430,489	3,288,782	3,174,112
		課税標準額	1,607,524	1,578,997	1,506,464	1,459,096	1,417,240
	宅地	地積	13,195,593	13,219,444	13,313,199	13,334,579	13,341,734
		評価額	191,908,908	191,569,406	193,127,860	193,103,951	192,848,723
		課税標準額	70,737,357	70,042,386	70,429,064	70,080,640	69,654,946
	山林	地積	6,462,723	6,418,727	6,375,870	6,287,045	6,282,401
		評価額	234,335	232,751	231,207	228,010	227,843
		課税標準額	233,288	231,702	230,159	226,962	226,795
	雑種地	地積	4,118,051	4,241,228	4,406,869	4,521,212	4,613,100
		評価額	22,573,901	22,566,973	21,861,840	21,927,856	21,939,771
		課税標準額	15,007,532	15,006,478	14,616,028	14,680,095	14,702,986
その他	地積	828,609	822,123	753,460	741,458	709,288	
	評価額	23,984	23,789	21,729	21,369	20,404	
	課税標準額	23,984	23,789	21,729	21,369	20,404	

(2)筆数(令和2年1月1日現在)

(単位：筆)

種類 \ 区分	評価総筆数	免税点以上	免税点未満	非課税
田	18,617	17,376	1,241	173
畑	11,973	10,836	1,137	71
宅地	58,671	57,062	1,609	524
池沼	124	94	30	54
山林	5,568	4,480	1,088	161
原野	867	662	205	51
雑種地	6,857	6,375	482	775
その他				28,017
合計	102,677	96,885	5,792	29,826

3. 家屋

(1)木造家屋(令和2年1月1日現在)

(単位：㎡, 千円)

種類 \ 区分	棟数	床面積	決定価格	平均床面積	単位当りの価格(円)
専用住宅	21,386	2,481,245	64,615,481	116.02	26,042
共同住宅・寄宿舍	672	160,399	5,111,928	238.69	31,870
併用住宅	511	59,133	989,990	115.72	16,742
旅館・料亭・ホテル	8	1,373	16,548	171.63	12,052
事務所・銀行・店舗	573	75,987	1,647,096	132.61	21,676
劇場・病院	33	5,613	176,961	170.09	31,527
工場・倉庫	443	33,212	249,312	74.97	7,507
土蔵	27	1,051	1,683	38.93	1,601
附属家	3,746	120,463	561,989	32.16	4,665
合計	27,399	2,938,476	73,370,988	107.25	24,969

(2)非木造家屋(令和2年1月1日現在)

(単位：㎡, 千円)

種類	区分	棟数	床面積	決定価格	平均床面積	単位当たり 価格(円)
事務所・ 店舗・ 百貨店	鉄骨鉄筋コンクリート造	7	18,251	1,494,711	2,607.29	81,897
	鉄筋コンクリート造	128	73,972	5,382,155	577.91	72,759
	鉄骨造	678	386,515	16,859,569	570.08	43,619
	軽量鉄骨造	231	22,765	500,177	98.55	21,971
	れんが造・コンクリートブロック造	103	2,021	20,944	19.62	10,363
	その他	1	51	52	51.00	1,020
	計	1,148	503,575	24,257,608	438.65	48,171
住宅・ アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	257	19,051	934,261	74.13	49,040
	鉄筋コンクリート造	2,078	232,476	13,759,782	111.87	59,188
	鉄骨造	388	115,082	4,164,798	296.60	36,190
	軽量鉄骨造	3,327	459,037	14,527,218	137.97	31,647
	れんが造・コンクリートブロック造	17	1,120	7,886	65.88	7,041
	その他	0	0	0	0.00	0
	計	6,067	826,766	33,393,945	136.27	40,391
病院・ ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	1,287	83,731	1,287.00	65,059
	鉄筋コンクリート造	3	6,147	463,937	2,049.00	75,474
	鉄骨造	11	10,803	599,862	982.09	55,527
	軽量鉄骨造	1	68	625	68.00	9,191
	れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0.00	0
	その他	0	0	0	0.00	0
	計	16	18,305	1,148,155	1,144.06	62,724
工場・ 倉庫・ 市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	66	1,204	66.00	18,242
	鉄筋コンクリート造	42	10,942	158,151	260.52	14,454
	鉄骨造	1,139	697,723	17,716,544	612.58	25,392
	軽量鉄骨造	508	33,051	280,405	65.06	8,484
	れんが造・コンクリートブロック造	113	6,250	59,563	55.31	9,530
	その他	11	446	1,708	40.55	3,830
	計	1,814	748,478	18,217,575	412.61	24,339
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0.00	0
	鉄筋コンクリート造	12	5,039	153,778	419.92	30,518
	鉄骨造	51	11,961	323,872	234.53	27,077
	軽量鉄骨造	103	3,342	69,299	32.45	20,736
	れんが造・コンクリートブロック造	19	193	3,584	10.16	18,570
	その他	0	0	0	0.00	0
	計	185	20,535	550,533	111.00	26,809
合計		9,230	2,117,659	77,567,816	2,242.60	36,629

4. 償却資産

(1) 納税義務者数(令和2年1月1日現在)

(単位：人)

区分 個人・法人の別	総数	免税点以上	免税点未満
個人	141	74	67
法人	1,300	676	624
計	1,441	750	691

(2) 価額・課税標準額等(令和2年1月1日現在)

(単位：千円)

種類	区分	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				課税標準の特例 規定の適用を受 けるもの	左記以外のもの
市長が価格を決定したもの	構築物	12,345,534	12,333,488	30,073	12,303,415
	機械及び装置	31,160,797	30,211,810	333,880	29,877,930
	船舶				
	航空機	3,811	3,811		3,811
	車両及び運搬具	253,580	253,580		253,580
	工具・器具及び備品	5,735,904	5,731,752	4,152	5,727,600
	小計	49,499,626	48,534,441	368,105	48,166,336
法第389条関係	総務大臣配分	11,782,183	10,843,145		
	知事配分	125,856	109,697		
	小計	11,908,039	10,952,842		
合計		61,407,665	59,487,283		

VI 国有資産等所在市町村交付金

国有資産等所在市町村交付金とは・・・

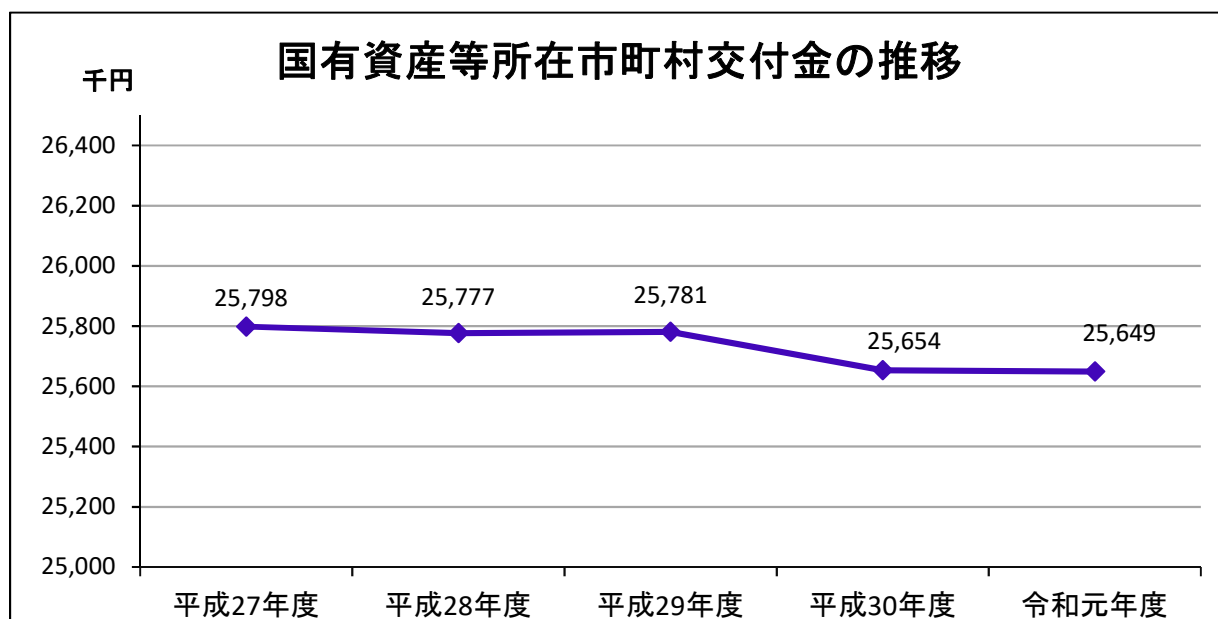
固定資産税が非課税とされている国や地方公共団体が所有する固定資産であっても、一般の固定資産と異なる状態で使用収益されているもの（公務員宿舎、民間貸付の土地など）について、固定資産税の代替えとして、国有資産等所在市町村交付金が市に交付されます。

国有資産等所在市町村交付金

(1) 国有資産等所在市町村交付金(各年度決算)

(単位：円)

区分 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
水戸地方裁判所	100	100	100	100	100
水戸地方法務局	500	500	400	400	400
関東財務局	19,400	19,200	19,000	19,000	19,000
茨城県	25,778,400	25,756,700	25,761,300	25,634,000	25,629,900
合計	25,798,400	25,776,500	25,780,800	25,653,500	25,649,400



Ⅶ 都市計画税

都市計画税とは・・・

都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。

固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

1. 都市計画税を納める人（納税義務者）

賦課期日現在（毎年1月1日）に市内の市街化区域内に、土地及び家屋を所有されている方。

2. 税額の計算と税率

都市計画税 = 課税標準額 × 税率（0.3%）

3. 免税点・非課税

固定資産税が課税されていない土地及び家屋については、都市計画税も課税されません。

4. 評価替え

固定資産税と同じ価格を用いるため、3年ごとに1回適正な価格への見直しが行われます。

5. 住宅用地に対する課税標準の特例措置

専用住宅や併用住宅の敷地の用に供されている住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から特例措置が設けられています。

(1) 小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡までの土地）の課税標準額は、価格の3分の1の額となります。

(2) 一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）の課税標準額は、価格の3分の2の額となります。

※専用住宅が建つ敷地の場合、延べ床面積の10倍までが、特例措置を受けられます。

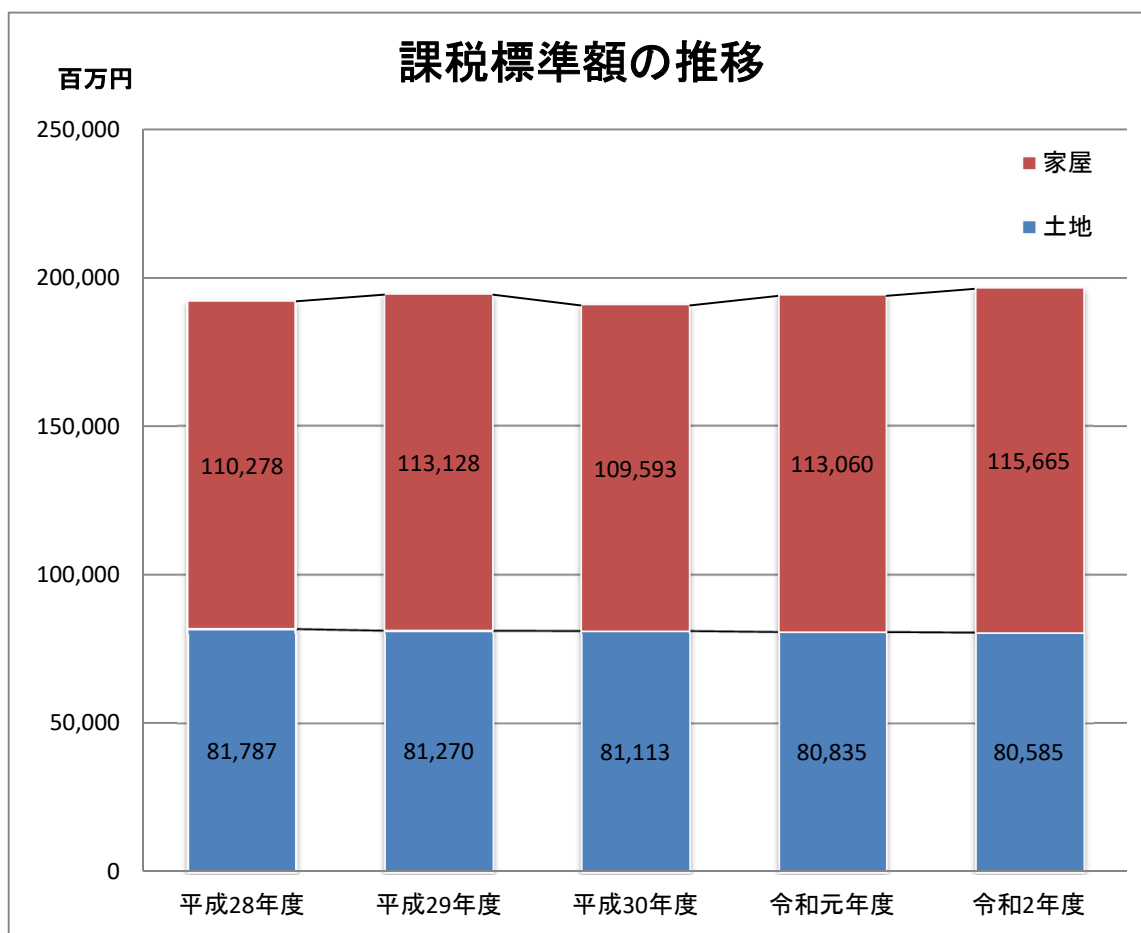
※併用住宅の場合は、住宅部分の割合により異なります。

都市計画税

(1) 価額・課税標準額等(免税点以上・各年1月1日現在)

(単位：千㎡, 千円, 筆, 棟, 人)

年度	区分	面積	筆(棟)数	決定価格	課税標準額	納税義務者数
平成28年度	土地	8,577	29,195	160,656,945	81,787,167	17,800
	家屋	3,420	23,619	110,397,541	110,278,380	19,468
平成29年度	土地	8,576	29,223	160,373,203	81,269,694	17,913
	家屋	3,453	23,860	113,247,498	113,128,337	19,650
平成30年度	土地	8,573	29,300	160,841,510	81,112,614	18,029
	家屋	3,489	24,066	109,697,286	109,592,686	19,800
令和元年度	土地	8,573	29,351	160,824,102	80,834,602	19,404
	家屋	3,523	24,218	113,168,588	113,060,249	19,960
令和2年度	土地	8,576	29,421	160,757,116	80,584,730	18,169
	家屋	3,546	24,350	115,715,465	115,665,029	20,094



Ⅷ 軽自動車税

軽自動車税とは・・・

財産税と道路損傷負担金の性質を持ち、所有者等に納めていただく税金です。

1. 軽自動車税を納める人（納税義務者）

4月1日現在、定置場が当市にあり、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有又は使用している方。

2. 税率（平成31年4月1日現在）

○原動機付自転車及び二輪車等

種 別		税 率（年額）		
		平成27年度まで	平成28年度以降	
原動機付 自 転 車	50cc以下のもの		1,000円	2,000円
	50ccを超え90cc以下のもの		1,200円	
	90ccを超え125cc以下のもの		1,600円	2,400円
	ミニカー		2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業 用のもの	二輪のもの（35km/h未満）	1,600円	2,400円
		四輪	1,000cc以下	
	その他のもの（フォークリフト等）		4,700円	5,900円
	軽二輪		125ccを超え250cc以下のもの	2,400円
二輪の小型自動車		250ccを超えるもの	4,000円	6,000円

○軽自動車（四輪以上及び三輪）

種 別			税 率（年額）			
			最初の新規検査年月（初度検査年月）			重課税率（※）
			平成27年3月以前 （旧税率）	平成27年4月以降 （新税率）	平成28年度以降に適用 【最初の新規検査から 13年を経過した車両】	
四輪以上 のもの	乗用のもの	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	
	貨物用のもの	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
三輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円	

※ 動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車を除きます。

○燃費性能に応じたグリーン化特例による軽課

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査をした車両で、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両は、初年度の軽自動車税について「軽課税率」が適用されます。

種 別			軽課税率（年額）		
			電気軽自動車 ・ 天然ガス軽自動車 ※1 <概ね75%軽減>	ガソリン車・ハイブリッド車	
				平成17年排出ガス基準75%低減達成車 又は 平成30年排出ガス基準50%低減達成車	
			基準1※2 <概ね50%軽減>	基準2※3 <概ね25%軽減>	
四輪以上のもの	乗用のもの	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用のもの	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪のもの			1,000円	2,000円	3,000円

※1 天然ガス軽自動車については、平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両又は平成30年排出ガス規制に適合する車両に限り
ます。

※2 貨物用：平成27年度燃費基準+35%達成車
乗 用：令和2年度燃費基準+30%達成車

※3 貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成車
乗 用：令和2年度燃費基準+10%達成車

環境性能割について

1. 課税のしくみ

令和元年10月1日以降の軽自動車取得時に適用され、新車・中古車問わず車両価格50万円を超えるものに対して課税されます。環境性能割の賦課徴収は、当分の間茨城県が行います。

2. 税率

区分（燃費基準達成度等）	自家用	営業用	
電気自動車等（注釈1）	非課税	非課税	
ガソリン車・ハイブリッド車 （注釈2）	令和2年度燃費基準+20%達成車	非課税	
	令和2年度燃費基準+10%達成車	非課税	
	令和2年度燃費基準達成車	1%	0.5%
	平成27年度燃費基準+10%達成車	2%	1%
上記以外の車	2%	2%	

注釈1：電気自動車等は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成）である

注釈2：電気自動車等を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車に限る

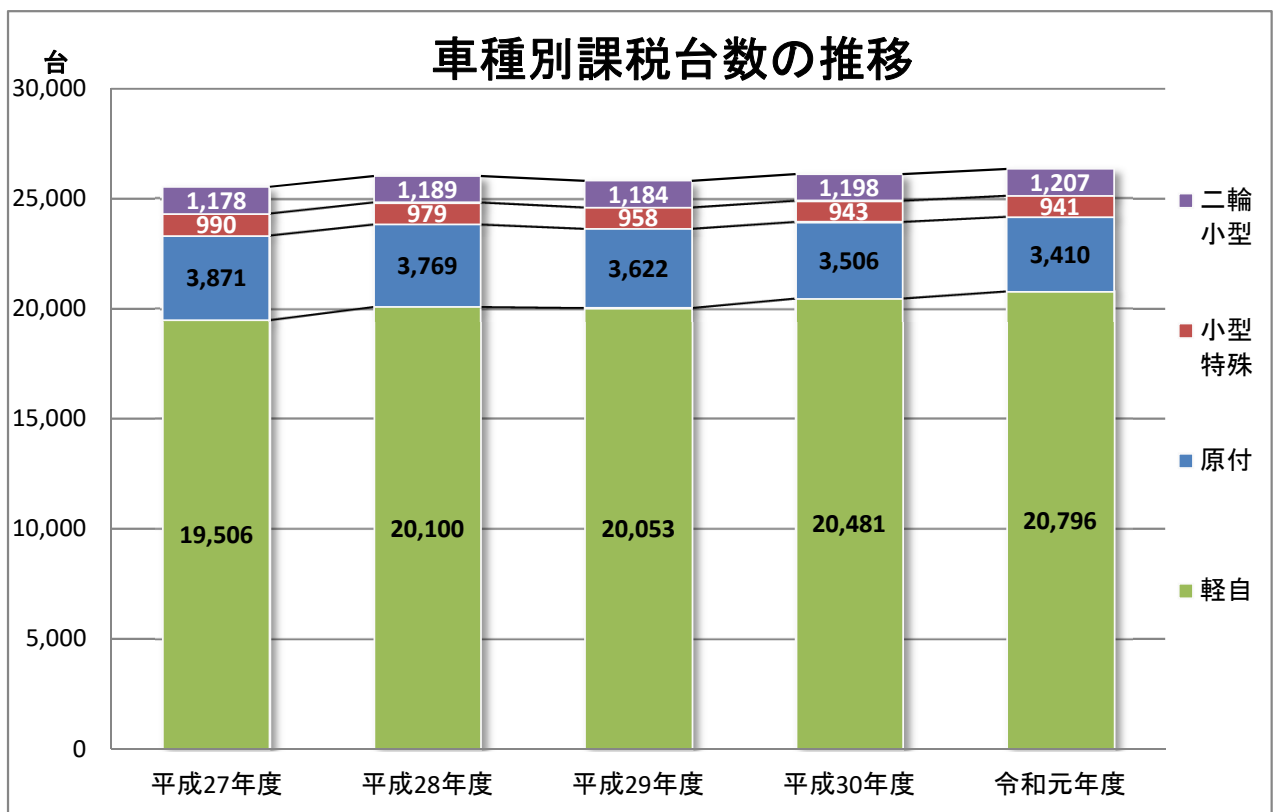
※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した『自家用軽乗用車』は、環境性能割の税率が1%軽減されます。

軽自動車税

(1)車種別課税台数(各年度決算)

(単位：台)

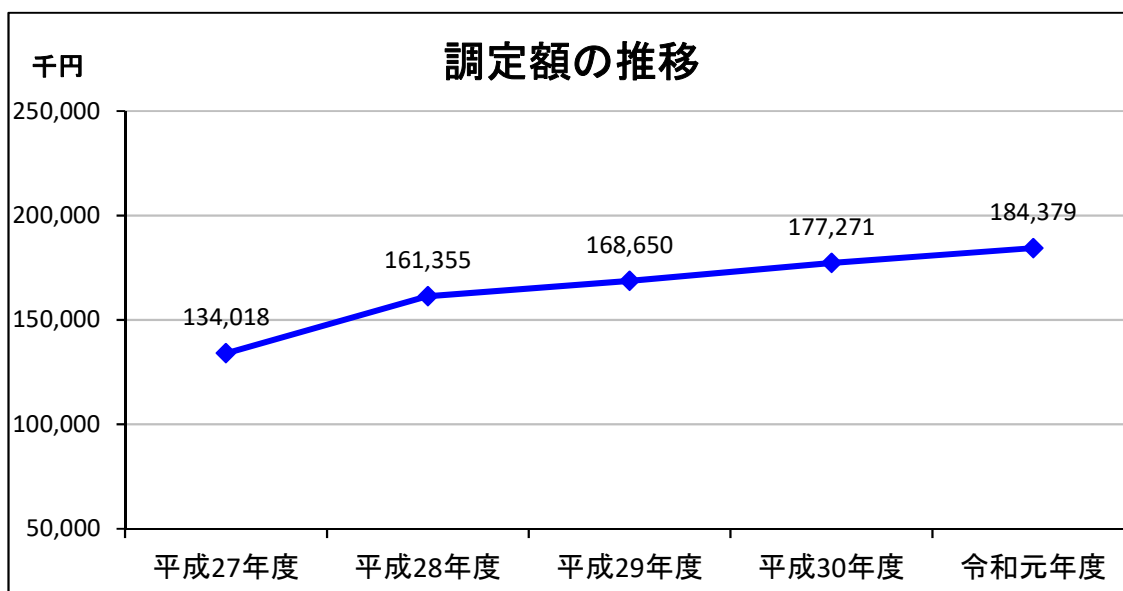
区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
原付 自動車	50cc以下		3,106	3,010	2,852	2,706	2,602	
	50cc超～90cc以下		224	221	215	218	204	
	90cc超～125cc以下		474	475	490	515	535	
	ミニカー		67	63	65	67	69	
	小計		3,871	3,769	3,622	3,506	3,410	
小型 自動車	農耕作業用のもの		911	896	874	859	856	
	その他のもの		79	83	84	84	85	
	小計		990	979	958	943	941	
軽自動車	二輪車(250cc以下)		827	823	825	867	867	
	四輪車	自家用乗用		14,594	15,227	15,303	15,720	15,989
		自家用貨物		3,956	3,925	3,792	3,756	3,796
		営業用乗用		1	1	1	1	1
		営業用貨物		128	124	132	137	143
小計		19,506	20,100	20,053	20,481	20,796		
小計			24,367	24,848	24,633	24,930	25,147	
二輪の小型自動車(250cc以上)			1,178	1,189	1,184	1,198	1,207	
合計			25,545	26,037	25,817	26,128	26,354	



(2)車種別調定額(各年度決算)

(単位：千円)

区分		年度					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
原動機付自転車	50cc以下	3,103	6,014	5,704	5,412	5,204	
	50cc超～90cc以下	269	442	430	436	408	
	90cc超～125cc以下	758	1,140	1,176	1,236	1,284	
	ミニカー	168	233	241	248	255	
	小計	4,298	7,829	7,551	7,332	7,151	
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,364	2,151	2,098	2,062	2,055	
	その他のもの	371	490	495	495	502	
	小計	2,735	2,641	2,593	2,557	2,557	
軽自動車	二輪車	1,985	2,963	2,974	3,121	3,121	
	四輪車	自家用乗用	104,198	121,775	129,407	137,929	144,692
		自家用貨物	15,700	18,598	18,569	18,673	19,108
		営業用乗用	6	8	8	8	8
		営業用貨物	384	407	438	463	500
小計	122,273	143,751	151,396	160,194	167,429		
小計		129,306	154,221	161,540	170,083	177,137	
二輪の小型自動車(250cc以上)		4,712	7,134	7,110	7,188	7,242	
合計		134,018	161,355	168,650	177,271	184,379	



IX 市たばこ税

市たばこ税とは・・・

卸売り販売業者等が市内の小売販売業者（コンビニ、たばこ店等）に売り渡したたばこに対して課税される税金です。

納税義務者

製造たばこの製造者，特定販売業者，卸売販売業者

税額の計算と税率

売り渡したたばこの本数 × 税率

平成31年4月1日現在の税率

旧3級品以外の紙巻きたばこ等：1,000本につき5,692円

旧3級品の紙巻きたばこ：1,000本につき4,000円

※「旧3級品の紙巻きたばこ」とは①エコー②わかば③しんせい④ゴールデンバット(ボックスを除く)⑤うるま⑥バイオレットの6銘柄をいいます。

紙巻きたばこに係る税率

旧3級品以外

税率の適用時期	税率/1,000本
平成25年3月31日以前	4,618円
平成25年4月1日～	5,262円
平成30年10月1日～	5,692円
令和2年10月1日～	6,122円
令和3年10月1日～	6,552円

旧3級品

税率の適用時期	税率/1,000本
平成27年3月31日以前	2,190円
平成27年4月1日～	2,495円
平成28年4月1日～	2,925円
平成29年4月1日～	3,355円
平成30年4月1日～	4,000円
令和元年10月1日～	5,692円
令和2年10月1日～	6,122円
令和3年10月1日～	6,552円

※平成27年度税制改正により平成28年度から「旧3級品の紙巻きたばこ」は段階的に税率を引き上げられます。また、平成30年度税制改正により平成30年度から「旧3級品以外の紙巻きたばこ」についても段階的に税率が引き上げられます。

紙巻たばこ価格の内訳：令和2年4月1日現在

1箱（20本入り490円）の価格の内訳は次のとおりです。

内 訳		税額（円）	割合（％）
市たばこ税	市税	113.84	23.2
県たばこ税	県税	18.60	3.8
国たばこ税	国税	116.04	23.7
たばこ特別税	国税	16.40	3.3
消費税	国税	34.74	7.1
地方消費税	県税	9.80	2.0
原材料費など	—	180.58	36.9
		490.00	100.0

加熱式たばこについて

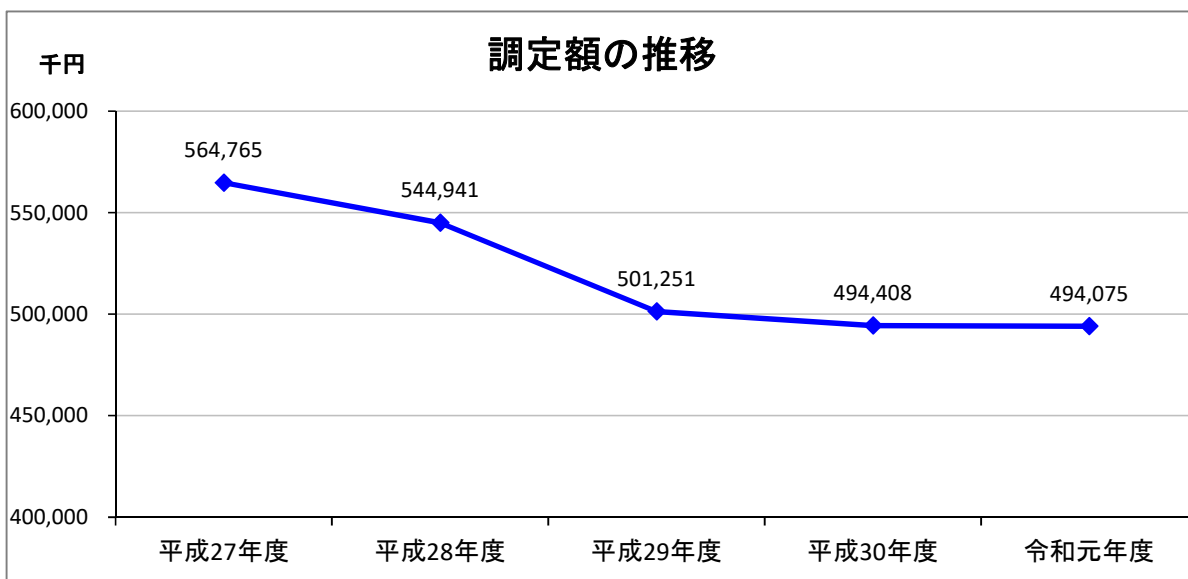
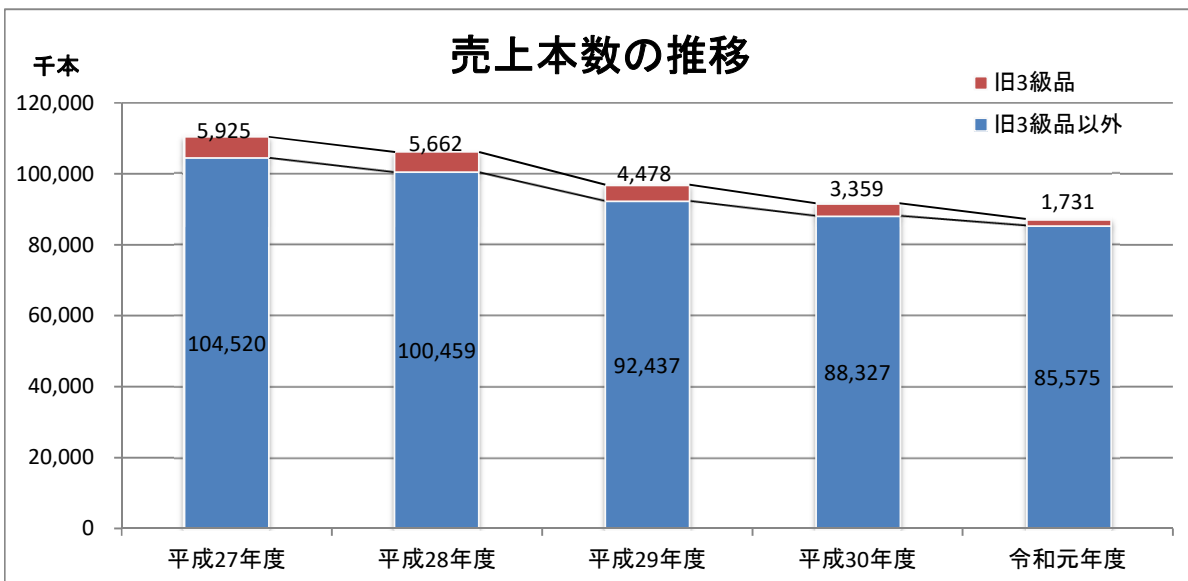
これまで「加熱式たばこ」は税法上「パイプ式たばこ」に区分されていましたが、平成30年度税制改正により、新たに「加熱式たばこ」の区分が設けられました。この改正によって課税方式が見直され、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に新しい課税方式へ移行されます。

市たばこ税

(1)売上本数・調定額(各年度決算)

(単位：本, 円)

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
売上本数	旧3級品以外	104,519,683	100,458,524	92,437,038	88,327,392	85,575,052
	旧3級品	5,924,700	5,662,360	4,477,660	3,359,340	1,731,420
	合計	110,444,383	106,120,884	96,914,698	91,686,732	87,306,472
調定額		564,764,694	544,940,656	501,250,821	494,407,844	494,074,550



X 徴 収

(1) 市税の徴収率

徴収率は、課税額（調定額）に対する収入額の割合で、各自治体の徴収への取組結果を指し示す成果指標として使われています。

$$\text{【徴収率（\%）} = \text{当該年度の収入額} \div \text{（当該年度（現年度）の課税額} + \text{滞納繰越額）} \times 100\text{】}$$

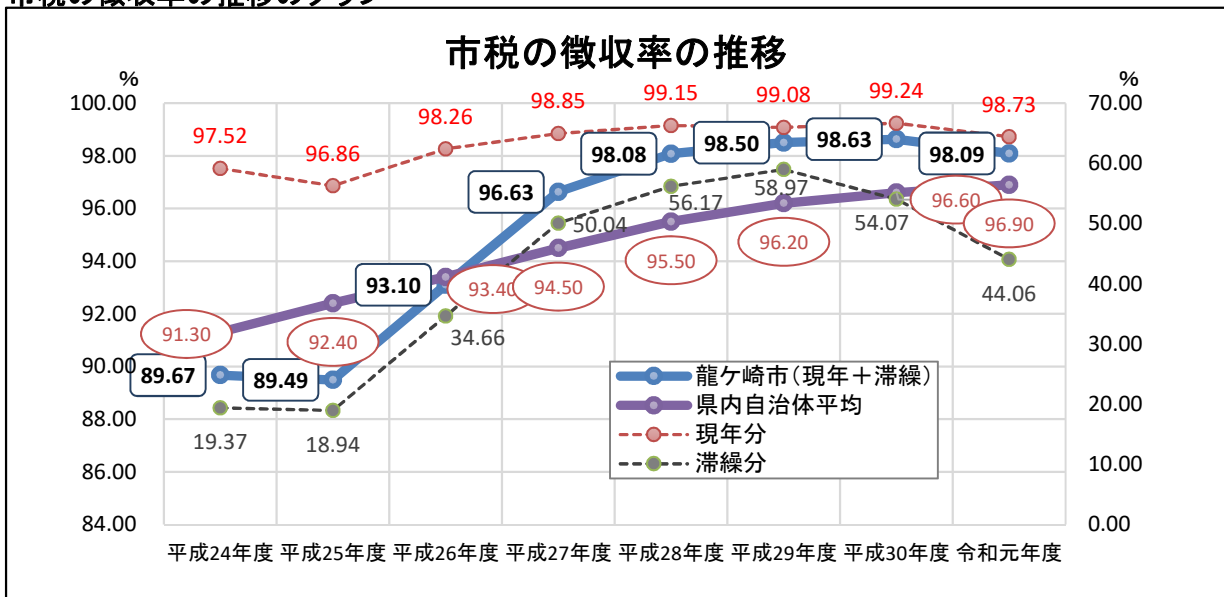
本市では、税負担の公平性を確保するために、納税義務者の事情にも配慮しつつ、徴収率向上を目指して取組を進めています。

◎市税徴収率の推移

単位：%

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
龍ヶ崎市（現年＋滞繰）	89.67	89.49	93.10	96.63	98.08	98.50	98.63	98.09
現年分	97.52	96.86	98.26	98.85	99.15	99.08	99.24	98.73
市民税								
個人	97.19	97.12	98.16	98.81	98.99	98.91	99.20	98.55
法人	99.35	100.52	99.23	99.15	99.81	99.72	99.73	99.59
固定資産税	97.26	96.65	97.97	98.70	99.17	99.10	99.18	98.68
都市計画税	97.26	96.65	97.97	98.70	99.17	99.10	99.18	98.68
軽自動車税（種別割）	95.95	96.07	97.46	97.80	97.31	97.35	97.47	97.33
滞納繰越分	19.37	18.94	34.66	50.04	56.17	58.97	54.07	44.06
県内自治体平均	91.30	92.40	93.40	94.50	95.50	96.20	96.60	96.90

市税の徴収率の推移のグラフ



(2) 納付の利便性の向上

○ コンビニ収納の導入

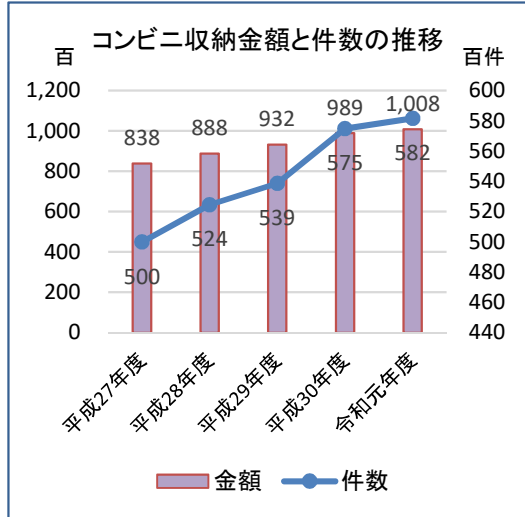
従来の金融機関での納付に加え、全国の主要コンビニエンスストアで、市税を納付できるよう、平成21年度からコンビニ収納を開始しました。

個人市民税・県民税（普通徴収），固定資産税・都市計画税，軽自動車税（種別割）について取り扱っており、曜日や時間を気にせず納付ができる便利な納付方法として定着しています。

○ コンビニ収納の状況

(単位: 件・千円)

税目	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個人市民税 県民税 (普通徴収)	件数	12,067	12,330	12,386	13,253	12,745
	金額	304,652	306,615	306,376	332,694	317,468
固定資産税 都市計画税	件数	26,543	28,333	29,285	31,488	32,433
	金額	471,024	506,186	544,963	568,003	597,477
軽自動車税 (種別割)	件数	11,374	11,786	12,184	12,744	12,977
	金額	62,156	74,842	80,795	87,855	92,622
合計	件数	49,984	52,449	53,855	57,485	58,155
	金額	837,832	887,643	932,134	988,552	1,007,567



○ クレジットカード収納の導入

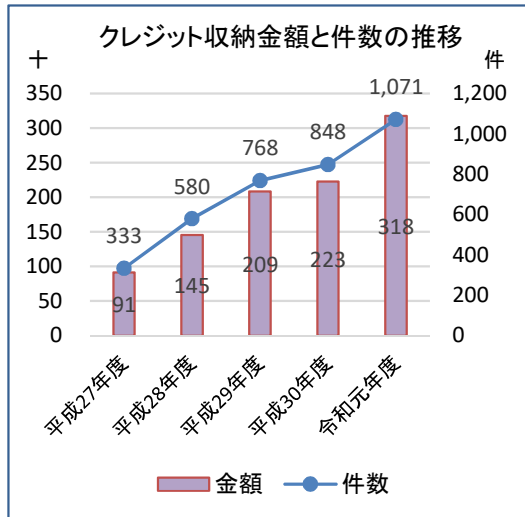
パソコンやスマートフォンからインターネット上の「Yahoo!公金支払い」サイトに接続し、納付書に印字されている情報及びクレジットカード情報を入力することで市税の納付ができる、クレジット納付を平成27年より開始しました。

個人市民税・県民税（普通徴収），固定資産税・都市計画税，軽自動車税（種別割）について取り扱っています。納付金額に応じて決済手数料は掛かりますが、納付件数・納付金額ともに年々増加しています。

○ クレジット収納の状況

(単位: 件・千円)

税目	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個人市民税 県民税 (普通徴)	件数	111	156	163	206	254
	金額	4,811	6,683	6,903	9,143	13,081
固定資産税 都市計画税	件数	196	318	492	501	634
	金額	4,152	7,150	13,157	12,103	17,369
軽自動車税 (種別割)	件数	26	106	113	141	183
	金額	169	716	797	1,042	1,323
合計	件数	333	580	768	848	1,071
	金額	9,132	14,549	20,857	22,288	31,773



○ 口座振替による納付

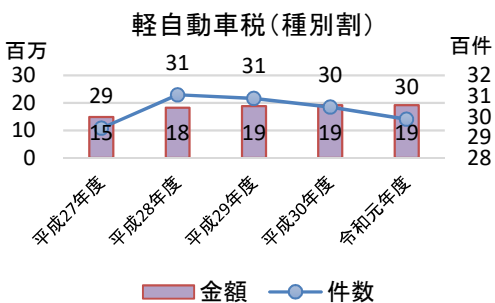
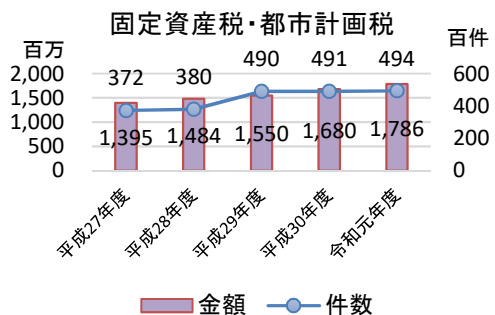
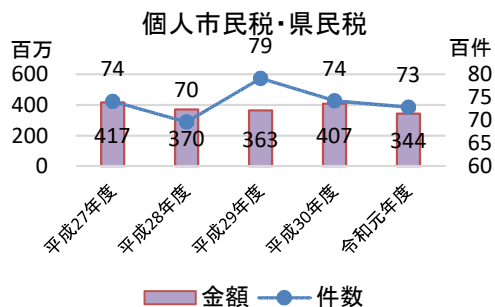
口座振替は、金融機関等に向向くことなく納付ができる便利な納付方法として定着しています。口座振替による納付ができる市税は、個人市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）です。本市では、便利で確実に安心な口座振替による納付を推進しています。

○ 口座振替による納付状況

(単位: 件・千円)

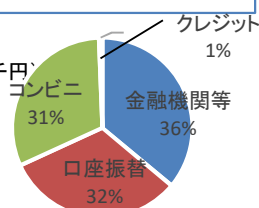
税目	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個人市民税 県民税 (普通徴収)	件数	7,410	6,960	7,912	7,419	7,281
	金額	416,858	369,880	363,428	406,993	344,134
	納付率	20.98%	20.00%	23.00%	21.48%	21.66%
固定資産税 都市計画税	件数	37,224	38,005	49,043	49,125	49,393
	金額	1,394,936	1,484,049	1,550,284	1,680,152	1,785,861
	納付率	32.38%	33.00%	39.00%	38.69%	39.01%
軽自動車税 (種別割)	件数	2,944	3,106	3,089	3,047	2,988
	金額	14,858	18,278	18,821	19,123	19,170
	納付率	11.90%	12.00%	12.00%	11.92%	11.61%
合計	件数	47,578	48,071	60,044	59,591	59,662
	金額	1,826,652	1,872,207	1,932,533	2,106,268	2,149,165
	納付率	27.19%	27.45%	32.07%	31.85%	32.08%

注) 納付率とは、現年度納付件数に対する現年度口座振替納付件数の割合



令和元年度 現年課税分 納付区分別集計 ※個人市民税・県民税特別徴収分は除く(単位: 件・千円)

納付区分	金融機関等	口座振替	コンビニ	クレジット	計
納付件数	67,072	59,662	58,155	1,071	185,960
納付金額	2,779,244	2,149,165	1,007,567	31,773	5,967,749



(3) 徴収率向上への取組み

税負担の公平性を確保するためには、徴収率を向上させ、徴収額を確保していくことが必要です。

本市では、効率的な徴収手法により、毎年、徴収率向上に取り組んでいます。

効率的な手法として、早期に催告や財産調査等を行い、滞納額が大きくなる前の滞納整理を進めています。徴収困難な事案については、茨城租税債権管理機構と連携し滞納整理を行っています。

(4) 滞納処分等

① 差押え

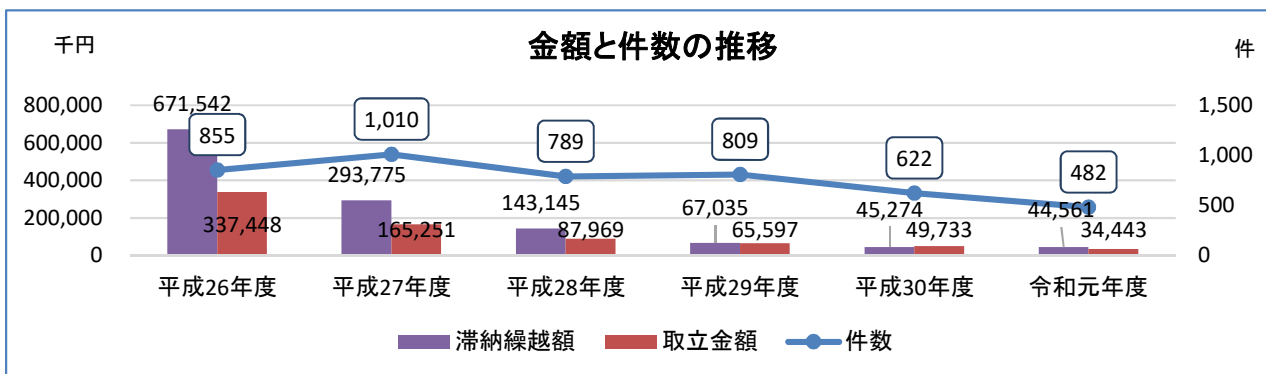
定められた納付期限までに税金を納めていただけない場合、文書による納付の督促や催告をすることとなります。それでも納付や連絡等がないときには、納付している方との公平性の観点から、生活状況や財産の調査を行ったうえで、その方の財産を差し押さえることとなります。

差押えの対象としては、債権（預貯金、生命保険、給与、年金、売掛金など）不動産、動産などがあります。

年度別取立金額と件数の推移

(単位: 件・千円)

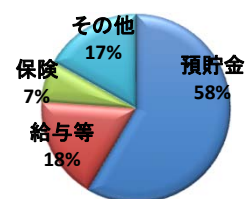
差押え	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	件数	855	1,010	789	809	622	482
	差押対象税額	477,256	390,199	240,278	162,773	123,815	87,833
	取立金額	337,448	165,251	87,969	65,597	49,733	34,443
滞納繰越(調定)額		671,542	293,775	143,145	67,035	45,274	44,561



差押対象の内訳

(単位: 件)

差押件数	種別	預貯金	給与等	保険	不動産	その他
	平成30年度	385	115	33	3	86
	令和元年度	282	85	34	0	81



②滞納処分の執行停止

「滞納処分の執行停止」とは税金の納付が遅れている方に一定の事由があると認められる場合に、その申請を要することなく、納付の資力が回復するまでの期間、職権で差押え等の強制徴収手続きを保留するものです。

【執行停止の要件】

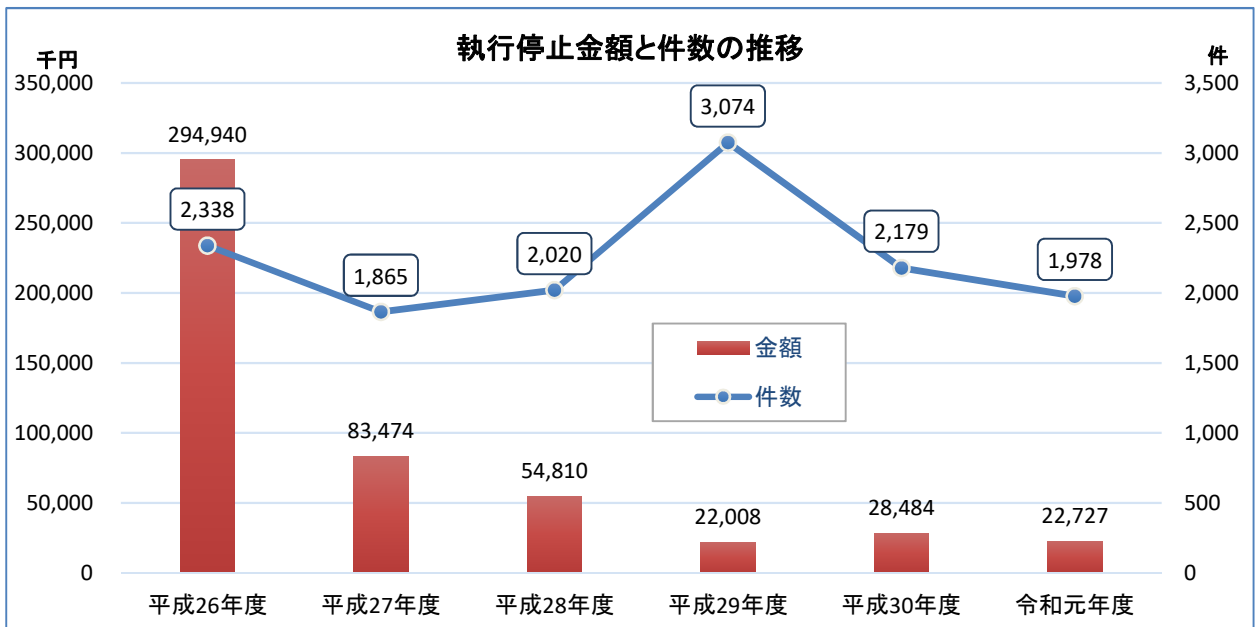
「滞納者に一定の事由があると認められる場合に、滞納処分の執行を停止することがあります（執行停止）。執行停止の要件は、次のとおりです。

- ア 滞納処分することができる財産がないとき(地方税法第15条の7第1項第1号)
- イ 滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき(地方税法第15条の7第1項第2号)
- ウ 滞納者の所在及び財産がともに不明であるとき(地方税法第15条の7第1項第3号)

年度別の執行停止金額と件数の推移

(単位:件・千円)

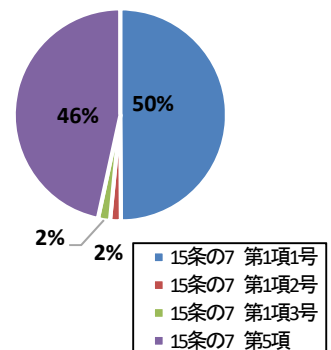
執行停止	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	件数	2,338	1,865	2,020	3,074	2,179	1,978
	金額	294,940	83,474	54,810	22,008	28,484	22,727



令和元年度 執行停止要件別内訳

(単位:件・千円)

執行停止	種別	15条の7 第1項1号 (無資産)	15条の7 第1項2号 (生活困窮)	15条の7 第1項3号 (所在不明)	15条の7 第5項 (即時消滅)	合計
	件数	988	32	36	922	1,978
	金額	10,393	313	556	11,465	22,727



③不納欠損

課税された税金の徴収が不可能となった場合（執行停止による納税義務の消滅等），不納欠損処理を行うことがあります。

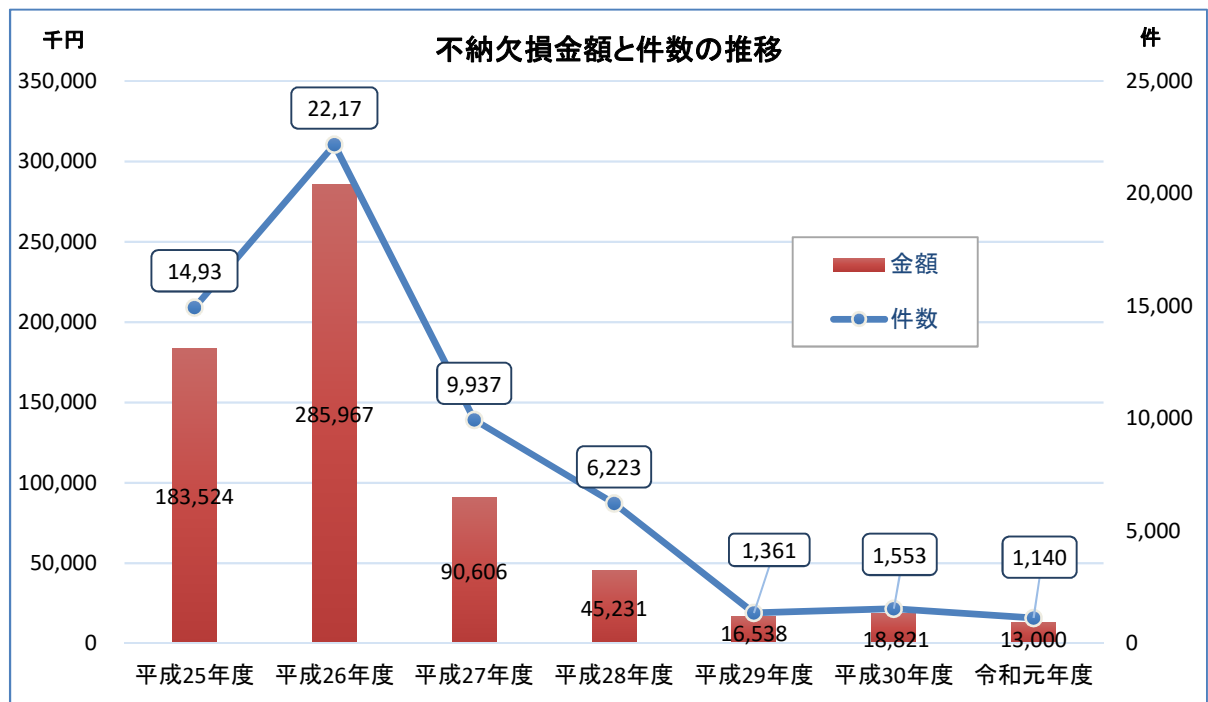
不納欠損の要件は，次のとおりです。

- ア 滞納処分執行停止後3年を経過したことにより納税義務が消滅したとき(地方税法第15条の7第4項)
- イ 滞納処分の執行停止と同時に納税義務を消滅させたとき(地方税法第15条の7第5項)
- ウ 消滅時効が到来したとき(地方税法第18条)

年度別の不納欠損金額と件数の推移

(単位:件・千円)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
不納欠損 件数	14,937	22,173	9,937	6,223	1,361	1,553	1,140
金額	183,524	285,967	90,606	45,231	16,538	18,821	13,000



XI 証 明 書 等

(1) 令和元年度各種証明件数及び手数料年間集計表

名 称	合計件数	料金 (円)	本庁舎 交付件数	※出張所等 交付件数	1通当たり
納 税 証 明 書	2,409	722,700	1,958	451	300円
課 税 所 得 証 明 書	10,259	3,077,700	6,656	3,603	300円
※(コンビニ交付分)	99	8,351			200円
地 番 図	867	173,400	867		1枚200円
固定資産評価証明書	1,990	835,350	1,805	185	300円
追 加	4,767		4,179	588	1筆(棟)50円
固定資産資産証明書	10	3,000	10		300円
固定資産公課証明書	496	177,700	468	28	300円
追 加	578		523	55	1筆(棟)50円
住宅用家屋証明書	311	404,300	311		1,300円
建物現況確認証明書	34	17,000	34		500円
建物滅失証明書	19	5,700	19		300円
事業所証明書	46	13,800	45	1	300円
固定資産(補充)台帳 登録事項証明書	20	6,000	20		300円
そ の 他	458	6,320	458		名寄帳1枚10円等
合 計	22,363	5,451,321	17,353	4,911	

※出張所等…西部・東部出張所，市民窓口ステーション

※コンビニ交付分…地方公共団体情報システム機構への委託手数料を差し引いた分

市 税 概 要 (令和2年度版)

発行年月 令和2年9月

編 集 龍ヶ崎市市民生活部税務課

〒301-8611 龍ヶ崎市 3 7 1 0 番地

TEL 0297-64-1111

FAX 0297-60-1580
